2015年8月1日発行（毎月1回1日発行） 第15巻第8号（通巻484号） 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498

LIBRA

2015年 8月号

〈特集〉

東京・北千住・渋谷・多摩 パブリック事務所奮闘記

―よりそい，そだて，共にたたかい，そして挑戦する！―

〈インタビュー〉

タレント/TKO 木本武宏さん

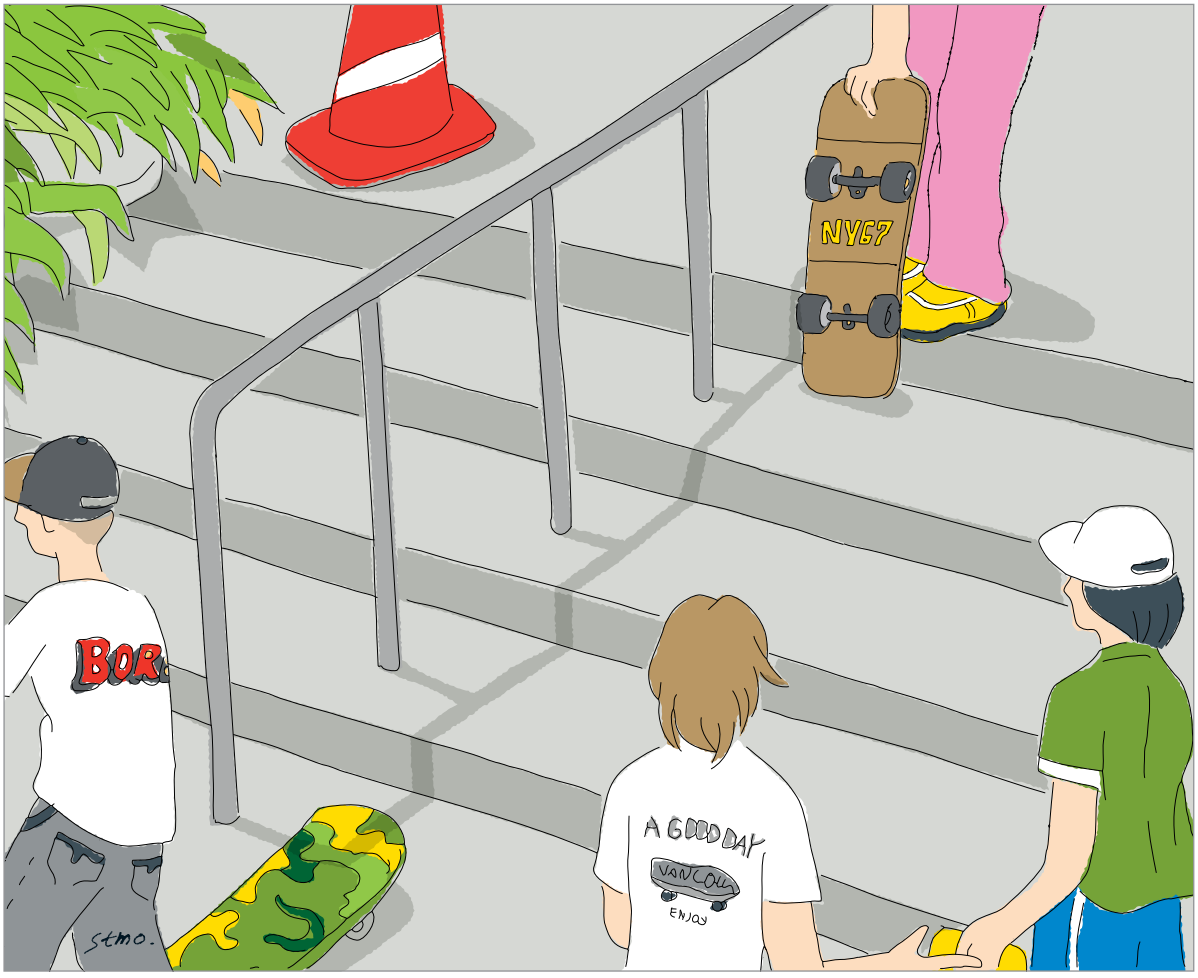

東京弁護士会

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2015年8月号

特　集

02 東京・北千住・渋谷・多摩 **パブリック事務所奮闘記**
―よりそい，そだて，共にたたかい，そして挑戦する！―
- 弁護士法人東京パブリック法律事務所／三田支所
- 弁護士法人北千住パブリック法律事務所
- 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所
- 弁護士法人多摩パブリック法律事務所
- まとめ：東京弁護士会の都市型公設事務所のこれまでとこれから　石田武臣

インタビュー

26 タレント/TKO **木本武宏**さん

ニュース&トピックス

33 「弁護士のための英会話講座」のご紹介

連 載 等

30 理事者室から
32 常議員会報告（2015年度 第4回）
34 「弁護士お試し制度」登録弁護士名簿にご登録ください!!　山本昌平・堂野達之
36 『専門委員制度アンケート結果報告書』を公表
―医療関係訴訟における専門委員制度運用の現状と，代理人となる弁護士が注意すべき点について―
弓仲忠昭
38 今，憲法問題を語る
第50回　シンポジウム「今，あらためて「個人の尊重」（憲法13条）を考える
～「国益」や「国の名誉」の名のもとに何が起こっているか」報告　小川貴裕
39 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会「裁判員制度に関する広報の取組み」報告　柴垣明彦
40 近時の労働判例：第32回　最判平成27年2月26日（L館事件）　宋　昌錫
42 刑弁でGO！
第62回　無罪判決事例報告―被害者証言の信用性が否定された事例―　贄田健二郎
44 弁護士が狙われる時代―弁護士業務妨害への対応
第73回　若手会員が受けやすい業務妨害とその支援体制　小野智史
45 性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を
第10回　女性会員室について　中川明子
46 via moderna：第58回　氷見事件国家賠償弁護団で活躍する若手弁護士に聞く
北島正悟／聞き手：武田浩一
48 わたしの修習時代：最後の現行修習　65期　重森政利
49 67期リレーエッセイ：約7000人の兄弁・姉弁のいる弁護士生活　木川雅博
50 心に残る映画：『県警対組織暴力』　金川裕紀
51 コーヒーブレイク：地味な鉄道ファン「押し鉄」の楽しみ　齋藤 大
52 追悼
54 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
56 会長声明・談話
64 インフォメーション

東京・北千住・渋谷・多摩

パブリック事務所奮闘記

―よりそい，そだて，共にたたかい，そして挑戦する！―

東京弁護士会の４つの都市型公設事務所（東京パブリック（三田支所），北千住パブリック，渋谷パブリック，多摩パブリック）は，これまで様々な特色ある活動に取り組んできており，LIBRA2012年2月号に特集記事が組まれております。

ただ，近時，弁護士人口が大幅に増加し，弁護士を取り巻く環境が大きく変化する中で，東京弁護士会が何らかの形で経済的支援をする公設事務所については，以前にも増して異なる様々な意見をお聞きする機会も少なくないように感じております。

そこで，今あらためて，会員のみなさまに各パブリックの特色ある活動内容をご紹介し，現在におけるその存在意義を再確認していただくために，各パブリック法律事務所と公設事務所運営特別委員会に本特集をご執筆いただきました。

（小峯 健介）

CONTENTS

- 弁護士法人東京パブリック法律事務所／三田支所
- 弁護士法人北千住パブリック法律事務所
- 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所
- 弁護士法人多摩パブリック法律事務所
- まとめ：東京弁護士会の都市型公設事務所のこれまでとこれから

since 2002

弁護士法人 東京パブリック法律事務所

1　東京パブリック法律事務所概要

東京パブリック法律事務所は2002年6月に設立され，現在，池袋本所に21名の弁護士が所属しています。

司法へのアクセスについて様々な障害を抱えた市民が気軽に利用できる，開かれた法律事務所を目指して，「市民の法的駆け込み寺」という理念を掲げて活動を開始しましたが，その後の実践の中で，さらなる潜在的なニーズの存在に気付かされる経験を繰り返し，その都度，活動範囲を拡充させてきました。

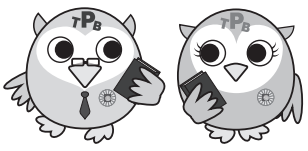

東京パブリック法律事務所のマスコットキャラクター
パブクロウ（左）とティピちゃん（右）

地域の関係機関との連携やアウトリーチ活動といった，弁護士の側からニーズを抱えている方々に積極的にアプローチしていく活動や外国人部門の設立はその一環であり，全国的に見ても先駆的な活動を展開してきています。

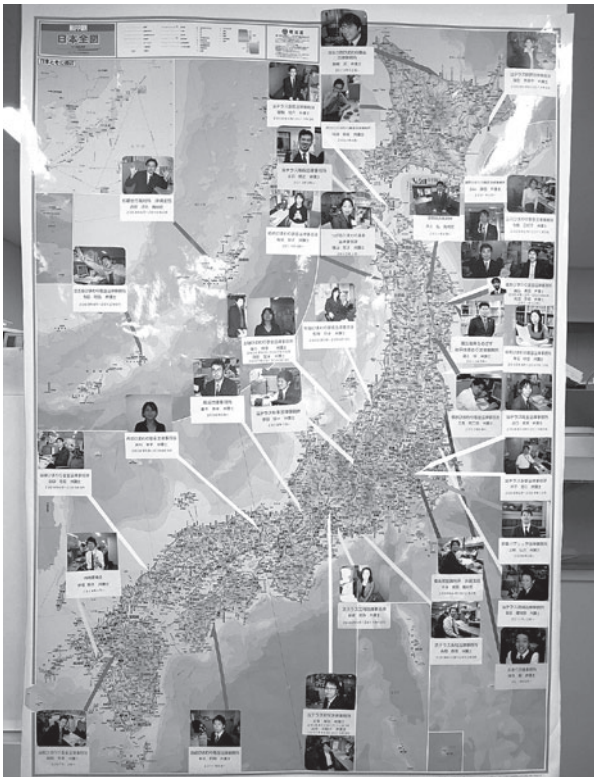

『東パブを巣立っていった弁護士達』

現在，年間1000件程ある池袋本所の受任事件のうち約7割が民事法律扶助制度を利用しており，出張法律相談は年間約60件に上ります。この他にも関係機関が開催するケース会議への出席等も積極的に行っています。外国人の法律相談も行っています。

また，ひまわり公設事務所所長や法テラスのスタッフ弁護士として地方に赴任する若手弁護士の養成や判事補・検察官の弁護士職務経験の受入れも積極的に行い，人材の育成にも寄与してきました。

これまでに多数の弁護士が地方に赴任し，5名の判事補・検察官を受け入れてきていますが，退任後，それぞれの活動領域で，東京パブリック法律事務所での経験を活かした目覚ましい活躍を遂げています。

以下，これらの活動の具体的な内容をご紹介します。

2　事業と暮らしの相談会

吉川 由里（62期）

⑴　「わたしが抱えている問題は，どの専門家に相談すればいいの?」

悩みを抱えている人にとって，専門家の意見を聞いてみようと思っても，自分の相談内容がどの専門家に相談すべきことなのかがわからない，ということは少なくありません。また，複数の専門家にまたぐ問題については，専門家から専門家へ“たらい回し”になることもあります。そのような市民の方々のニーズに応えるべく，豊島区，板橋区，北区の複数士業が連携して，ワンストップ型の無料相談会を各年1～2回開催しています。

たとえば，「遺言はどう書けばいいの？」という相談であれば，弁護士，司法書士，税理士，公証人が，「不動産を有効活用したい」という相談であれば，不動産鑑定士，建築士，行政書士がチームで相談対応するなど，とても豪華な相談会です。毎回約50の相談枠が予約で一杯になり，実際に相談をした方からは，「専門家が4人も一度に相談に乗ってくれてとても感謝している」「各分野の専門家から話を聞けてよかった」など，ご好評をいただいています。

事業と暮らしの無料相談会のチラシ

(2)　コラボレーションの力

事業と暮らしの相談会は，各区の共催をいただき，10ないし11士業（司法書士，税理士，社会保険労務士，中小企業診断士，行政書士，建築士，不動産鑑定士，土地家屋調査士，公証人，弁理士，マンション管理士，弁護士）で作り上げています。すでに10年以上続いている取り組みですが，相談を担当する士業の側にとっても，お互いを知り，コラボレーションをするきっかけとなっています。

他士業からのメッセージ ①

事業と暮らしの相談会は，相談に来る区民の方々のみならず，我々士業にとっても，同じ問題について多角的な意見を聞けるという意味で，非常に有意義な機会となっています。多様化する依頼者の要望に応えるためには，士業の連携は必須です。また，このような活動の場を増やしていくことで，広く社会貢献が可能となるでしょう。不動産鑑定士にとっては，弁護士，税理士，司法書士との連携は重要です。

東京パブリック法律事務所には，相談会の陣頭に立って積極的に活動していただいており，たいへん感謝しております。　（不動産鑑定士　徳元康浩）

他士業からのメッセージ ②

税理士業務を行っていて常々思うのは，他の士業の方々との連携は欠かせないな！ということです。顧問先のお客様や様々な方からのご相談を受けると，税務だけの問題ではないことが多々あります。「事業と暮らしの相談会」はそんな方々の一助になればということで社会貢献活動として東京パブリック法律事務所を中心に毎年開催されています。このような素晴らしい活動が続けられていることに尊敬と感謝の気持ちで一杯です。

（税理士　近藤光宣）

3　地域の外国人のリーガルアクセスの拠点を目指して

宮内 博史（62期）

2012年10月，三田支所が開設され，東京パブリック法律事務所の外国人・国際部門の拠点は同支所に移されました（三田支所設立の経緯については8頁で後述）。しかしながら，当時，東京都北部及び埼玉県等の隣接県から多数の外国人相談が寄せられていたため，池袋にある本所内にも外国人・国際部門を残し，地域内の外国人の需要に応えることになりました。今でも，本所内にある同部門には，月約25件の外国人からの法律相談が寄せられ，各弁護士の取扱い件数の半数以上が外国人事件となっています。その国籍も中国や韓国，フィリピン，タイ，インド，ネパール，イラン，米国，英国，フランス，ブラジル，ペルーなど様々です。当初，弁護士2名でスタートした同部門には現在4名の弁護士が所属しています。弁護士も増員したことから，同部門は，三田支所と緊密な連携をとりながら，外国人全体を取り巻く問題の解決に携わるとともに，近隣の公的機関と連携しての法律相談会開催など，より地域的な課題にも精力的に取り組んでいます。本所内の外国人・国際部門は，今後も，グローバルかつローカルな視点を持って，外国人のリーガルアクセス向上に努めていきます。

公的機関から

（公財）板橋区文化・国際交流財団は，外国籍の方が地域社会で共に安心して暮らしていくことができるように，様々な事業を行っています。これまで，年1回「外国人のためのリレー専門家相談会」を開催してきましたが，東京パブリック

法律事務所との連携により，2015年2月より毎月，弁護士1名による外国人のためのミニ法律相談会を実施しています。相談者数はまだ少ないですが，毎月続けて実施していくことで，少しずつ外国人にも情報が伝わることにより，地域の外国人のトラブル解消に役立っていくと思います。東京パブリック法律事務所のご協力に感謝しつつ，引き続き本事業を進めていきたいと考えています。

（公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団）

4　福祉班の活動と地域連携

紅山 綾香（58期）

福祉班より

福祉班がスタートして2年半，私たちは，法的・福祉的ニーズを抱えた方の緊急窓口でありたいと考えています。弁護士・事務局が毎年周辺地域の関係機関に挨拶回りをし，無料で出前講座や時には商店街で寸劇をし，カンファレンスに呼ばれれば弁護士と社会福祉士がペアになって出かけて行きます。なぜそうして地域連携をしているかと言うと，私たちが事務所で待っているだけでは出会えない方々に会うためです。

玄関先で支援者が皆靴下の上にビニールカバーを履きはじめるお家に行って債務整理をし，「財産なんて無い」とおっしゃる方に，「預金通帳がなくなると困りますよね〜，ちゃんとお預かりしますよ」とあたかも怪しい訪問販売のごとく後見の説明をし，本人の保険を勝手に解約した親族と対峙し，保護費返還を求める福祉事務所と交渉します。同時に，本人にとって少しでもよい生活が回復できるように，日常生活についても，自治体，社会福祉協議会，地域包括支援センター，介護事業所，病院，NPOなど，多くの機関と協力します。ある日の訪問のテーマは，空き家の掃除立会い，納骨の日程調整，網戸修理手配だったりします。本人からは日々試されていると感じます。「私のお金でしょ」と赤字なのに某団体へ数十万円寄付したいと言われる被後見人と，どうお話しするのがいいのか，悩みはつきません。

それでも福祉班が和気藹々と活動を続けられているのは，志を同じくする弁護士，社会福祉士，事務局のチーム体制と，周りの関係機関のご協力があるからです。

介護や福祉の現場では，まだ弁護士の敷居は高いらしく，とにかく気軽に福祉班に相談していただける体制を作るために努力してきました。今後，より長期的に安定して本人を支えるため，事務所外の弁護士や他の専門職にリレーする体制作りに向け，より幅広い連携に取り組んでいます。

メンバーより

◎最近心に残った当事者の一言◎

「あなたもここに入院するの？ まぁお若いのに…かわいそうねえ」

…認知症グループホームに訪問した私を見て，ご本人が大泣きしながら（社会福祉士M）

「橋の上からあなたの名前を叫んでるの」

…息子の精神疾患が原因で都外に転居したおばあさんから（弁護士M)

「こんなに新しい本を持ってきて，ほんとにありがとう」

…読書好きな方の家に古本屋で買った文庫本を10冊くらい持って行った時（社会福祉士S)

「僕は，ばりばりの脂肪肝ですよ」

…知的障がいのある当事者より弁護士（看護師・保健師資格有り）へ一言

「うちは人に恵まれてきた」

…精神疾患からくる身体症状に苦しみ，訪ねてくる家族も無く，生活保護で施設入所されている方の一言です。私もこう言える人になりたい，と思う一方で，本人の心根の美しさに甘えて，よりよい環境を追求することを怠ってはいけないと思います。経済的に厳しい方の入院・入所施設に訪問し，ここに自分の親を入れたいだろうかと自問自答することが多々あります。どのような境遇にあろうとも，最低限保証されるべき生活状態のレベルが，日本では低すぎると感じています。個別の事例で権利擁護を追求するとともに，私たちが経験した事例の集積により，よりよい生活保障を求める提言もしていきたいと考えています。（弁護士B)

最後に**「弁護士や 思いありすぎ 白梅や」**

…トイレから出てきたご本人に，パンツはきましょうよーと私が言ったところ，「思いやりもありすぎると迷惑やな」と言われて頂いた一句（弁護士B）

5　弁護士の養成と過疎地への派遣

■東京パブリックでの弁護士養成

長岐 和恵（67 期）

私は，司法過疎地対応の事務所である「ひまわり基金法律事務所」に赴任することを予定していて，現在当事務所にて養成を受けています。

司法過疎地に赴任する弁護士は，約1～2年の養成を受けた後，単独でありとあらゆる事件に対応していかなければなりません。そのため，養成中にどれだけ経験を積めるかが勝負です。

当事務所では，指導担当制があり，私は，主担当とサブ担当の弁護士から指導を受けています。もちろん，他の在籍弁護士から誘っていただけることもあり，多くの弁護士から指導を受けられます。

入所して約5ヶ月が経過しますが，80件以上の法律相談を受けました。内容もクレサラ，離婚，DV事件，相続事件，後見関係，不動産事件，労働事件，交通事故など多種多様です。弁護士1年目でこれだけの法律相談を受けることができる弁護士は少なく，当事務所では，養成環境として最適な環境が整っているといえます。

司法過疎地で活躍できる弁護士となれるよう，当事務所での残りの養成期間をより一層充実させたものにしていきたいです。

■東京パブリックから赴任して

森　あい（現 熊本県弁護士会所属・64 期）

昨年の夏，阿蘇ひまわり基金法律事務所に赴任しました。もうすぐ1年になります。

当事務所へは，遠い方は，北から外輪山を越え1時間近くかけていらっしゃいます。「ここに事務所があってよかった。そうでなければ，弁護士に相談できなかった」とおっしゃる方は，少なからずいらっしゃいます。

当地では，東京ではなかなか見られない，様々な助け合いがあります。一方で，皆が皆，そういった助け合いの中にいられるわけではありません。当地の賃金は全般に低く，助け合いの輪から漏れてしまい，かつ，家や田畑を持っていないとなると，自立は非常に困難です。借金問題など様々な法的問題を抱えることになりがちです。特にそのような方々の支援のために，「あらゆる市民の駆け込み寺」という東京パブリックのモットーを当地でも実現するべく，行政機

関や福祉機関との連携をさらに進めることを模索しています。

弁護士が一人であることには不安もあります。しかし，東京パブリック関係者に相談ができること，また東弁のネット研修を有料受講できることなどに非常に助けられています。ご支援に対し，改めて感謝致します。

■赴任先での活動

中谷 拓朗（62 期）

「夫が娘を連れて外出したまま戻ってこない！」「夫」は「娘」の実父ではなく，養子縁組もしていない。事態を把握した者が皆に招集を掛ける。即日，役場，児童養護施設，児童相談所，学校関係者，弁護士らが一堂に集う。対応策を協議する。それぞれ専門分野が違うが，それぞれができることをするのがルールだ。弁護士ができること，それは，告訴のうえ，警察に早急な捜査を促し，「娘」を早急に保護することだ。その日中に告訴状を起案し警察に提出を済ませた。

これは，私が赴任していた高知県のある町での出来事です。この町では，人と人の距離が近く，困っている方の声を拾い上げ，動ける者が動く，そこに迷いなどありませんでした。

私が躊躇無くこの町の「仕組み」に飛び込むことができたのは，赴任前に東京パブリックで経験していたからです。そして，東京パブリック復帰後，都市型公設事務所だからこそ拾い上げやすい「声」があり，その「声」を解決するための「仕組み」が東京パブリックではより一層強化されていると感じています。

6　他職種経験入所

西村 麻里（61 期）

検察官の職務経験として，2014年4月からの2年間，当事務所に勤務しております。

弁護士を経験するなら，人々の生活に大きく関わる一般民事事件を数多く経験したい，と思い，迷わず当事務所を赴任先に選びました。

去年1年間で，かなり多くの民事，刑事事件を経験し，検事のときにはなかなか知り得なかった人間模様や，人々の生活実態を知ることができ，法曹としてのみならず，人として，事件や依頼者から学ぶことが本当に多い1年を過ごすことができました。

当事務所の弁護士は，みな志が高く，このような素敵な方々と一緒に仕事ができたことも大きな学びの一つであり，よい刺激となりました。

また，当事務所では，委員会活動を積極的に活動されている弁護士が多く，当事務所のOBの方のお誘いもあり，民事介入暴力対策特別委員会や，犯罪被害者支援委員会にも参加させていただいています。

検事時代，被害者代理人の弁護士や民暴委員会の弁護士の方々と協力した経験があり，検事として代理人に何を望むのか，ということをお話ししたり，逆に代理人の立場から検事に望むことを聞く機会を頂いたりすることもあり，このような経験は，検事に戻ったときに職務に生かすことができるのではないかと強く思います。

このように幅広く，自由な活動ができるのが当事務所の魅力であり，残り1年を切りましたが，1日1日を大切に，日々過ごしていきたいと思っております。

7　東京パブリック法律事務所に今求められていること

釜井 英法（所長・40期）

私たちは，13年間の「市民の法的駆け込み寺」の活動の中で，法律相談センターの運営受託と法テラス池袋との連携を通じて，池袋という都内城北地域に年間約8000件の相談を受け付ける市民の司法アクセスのための窓口づくりに寄与してきました。また，地域の行政，関係諸機関，専門家，弁護士らとの連携のもと，生活困窮者や高齢者，外国人等これまで司法にたどり着けなかった方々に寄り添い，悪質業者等彼らの前にある様々な障害を取り除きながら，適切な法的サービスを提供していく活動を展開してきました。そして，そのような活動の中で，社会の中に潜在的な法的ニーズがあることに気づかされ，外国人・国際部門（FISS）や福祉班，労働班等のグループ化や関係諸機関との連携強化，アウトリーチの手法の活用などによって活動範囲を広げてきました。

このような私たちの活動は，弁護士供給過剰状況下において弁護士が市民のために，しぶとく「生き残る」道を探求する活動という側面を持っていると思います。今，弁護士の手が届いていない課題に，新たな方法論とスケールで取り組み，質を伴った活動を先駆的に実践していく。そのことで，様々な弁護士がそのような課題に取り組むことのできるモデルを提供する。これが今，都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所に求められていることだと考えています。

連携している弁護士のみなさんや弁護士会からご助言，ご支援をいただきながら，日々の地道な実践活動の中で，所員全員で，知恵を絞り，「今，弁護士の手が届いていない課題」の発見，その課題への取組・対策モデルの形成・提供に向けて，前に進んで行きたいと思います。

since 2012

弁護士法人 東京パブリック法律事務所三田支所

芝池 俊輝（55期）

2010年11月，東京パブリック法律事務所（池袋）の中に，外国人の相談を専門的に受ける部門が設けられました。複数言語での受付・相談体制を整えた同部門には，2年間で600件を超える相談が寄せられ，また来所される外国人の国籍も40か国以上に及びました。そのような部門の活動によって外国人の法的ニーズの大きさが明らかとなり，より一層の支援体制の強化・拡充が求められたことから，2012年10月，東京入国管理局に近く，また外国人が多く居住する港区・大田区等からのアクセスもよい港区三田に外国人事件を専門に扱う東京パブリック法律事務所三田支所が開設されました。

現在，三田支所には８人の弁護士が所属しており（うち１人は留学中），日々，外国人や外国人を相手方とする方からの法律相談の対応に当たっています。相談の予約件数は，2012年10月から2015年３月までの２年半で約2100件にのぼり，寄せられた相談の内容は，渉外家事（国際離婚，認知・養育費請求，子の奪取に関するハーグ条約等），在留特別許可申請，難民認定申請，国籍取得，労働（解雇，未払賃金，パワハラ，労災），刑事事件等，多岐にわたります。日本に住む外国人だけでなく，外国に居住していて日本で法的手続きを必要としている方や，逆に，日本に住む日本人で，外国で法的手続きを必要としている方からの相談も多く，海外の弁護士と共同で事件に取り組むことも少なくありません。相談のルートとしては，自治体，NGO，領事館・大使館，外国人事件を扱わない弁護士や海外の弁護士からの紹介が多いことが特徴的です。

三田支所の事務局は，英語・スペイン語・中国語・ミャンマー語による相談受付が可能で，弁護士も，英語の相談については通訳を介さずに対応しています。また，その他の言語についても，あらゆる言語の通訳を手配することが可能な体制を整えています。

三田支所では，このような個別事件の対応に加えて，外国人事件に関するノウハウや知識，技術の蓄積・継承の拠点としての役割も果たしています。東京三会が共同で運営する外国人法律相談（新宿総合法律相談センター及び蒲田法律相談センター）の外国語での相談受付を三田支所の事務局が担っているほか，弁護士の会員数が1600名を超える外国人ローヤリングネットワーク（LNF）の事務局が三田支所に置かれており，メーリングリストの管理・運営のほか，会員に対し，定期的な勉強会の開催や外国語法令・判例等の情報提供を行っています。

また，将来，国際的なフィールドで活躍する人材を養成するため，国内のみならず世界各国の大学やロースクールから，常時，インターンを受け入れているほか，外国人が多く居住する地域への赴任を希望する法テラスのスタッフ弁護士の養成にも力を注いでいます。

さらに，三田支所に所属する弁護士は，大学，自治体，NPO，領事館・大使館，国際法曹団体が主催する国際会議等の場において，外国人の法律問題や国際人権法に関する様々なテーマで講演を行い，積極的に情報を発信するとともに，ネットワークの構築に努めています。最近では，東京弁護士会との共催で，在日外国大使館･領事館職員の方々を対象に，「在日外国大使館・領事館向けセミナー」を開催し，28か国の大使館・領事館から参加いただいたほか，フィリピン大使館が主催した在日フィリピン人向け離婚セミナー及び法律相談会に，三田支所の複数の弁護士が講師・相談担当として参加し，約40名の参加者の疑問に答えるとともに，フィリピンから来日した弁護士とも意見交換を行いました。

日本全国の外国人の人口は210万人を超え，東京都内だけでもその数は42万にのぼります。弁護士の人口が増加し，外国人事件に積極的に取り組む弁護士の数も飛躍的に増えましたが，外国人が，言葉の壁や法律・価値観の違い，さらには経済的な事情から，法的な援助を求めることができていないという状況はまだまだ改善されていません。三田支所としては，今後も，困難な問題を抱えつつも助言・支援を受けることができない外国人に寄り添うとともに，都市型公設事務所であるという特徴を活かし，彼ら・彼女らの司法アクセスをより一層向上させる取り組みを行っていきたいと考えています。

特集

東京・北千住・渋谷・多摩　パブリック事務所奮闘記

since 2004

弁護士法人 北千住パブリック法律事務所

1　はじめに

北千住パブリック法律事務所は，2004年，刑事対応型公設事務所として設立されました。近年は20名から25名の弁護士が在籍し，毎年2名から4名の新人を採用し，数年の養成期間後，有望な刑事弁護人として，あるいは，全国各地のひまわり基金法律事務所，法テラス等へと送り出しています。また東京東部の地域密着型法律事務所として，足立区を中心に地域連携を進め，市民の方々を始め，行政や公的機関からも信頼を頂いています。今年3月からは，日本司法支援センター（法テラス）の指定相談所でもある北千住法律相談センターの運営を受託し，今後ますます地域住民の司法アクセスに貢献できる体制となりました。

この10年，司法を取り巻く状況は大きく変化しました。2006年には法テラスが設立され，司法試験合格者数が1500人を超えました。2007年には裁判員裁判制度が始まり，刑事事件を積極的に担う弁護士や法律事務所が増えてきました。さらに格差社会の深刻化，高齢化社会にあって，司法的救済を必要とする人も確実に増えています。

このような中，刑事対応型かつ東部地域密着型公設事務所として，設立の理念を改めて確認し，当事務所の現況を紹介し，今後の課題を探りたいと思います。

2　刑事対応型公設事務所として
―専門性の深化と領域を超えた協働

(1)　刑事弁護を取り巻く近年の変化 ― 10周年記念シンポジウム報告から

小川 弘義（65期）

2014年11月，当事務所設立10周年記念事業として，これまでの10年を振り返り，これからの10年を展望するシンポジウムを，公設事務所・各委員会・理事者等の弁護士を始め，研究者や司法修習生，法科大学院生等，200名近い多数の参加者を得て開催しました。

シンポジウムではまず，前田裕司弁護士（当事務所初代所長・現宮崎県弁護士会所属）から「刑事司法改革の今後」のテーマで基調講演がありました。法制審議会の議論を踏まえ，被疑者国選の拡大や取調べの可視化等の制度改革は，弁護士が現場で闘う

10周年記念シンポジウム 基調講演

10周年記念シンポジウム パネルディスカッション

ことにより勝ち取ってきたものであり，これからも実践に裏付けられた粘り強い運動により刑事司法改革が進められるべきであると，今後の指針が示されました。

後半は，「刑事分野のクロスオーバーを目指して」と題し，パネルディスカッションを行いました。刑事，少年，拘禁，障がい等と各委員会をクロスオーバーし，委員会が抱える課題を超えて共通の問題点について，それぞれの立場から活発な議論をしていただきました。葛野尋之教授（一橋大学大学院法学研究科）からは，近時，より専門性を求められてきていること，田鎖麻衣子弁護士（第二東京弁護士会所属）からは，拘禁法制度の改革と死刑事件における専門性の必要性，川村百合会員からは，少年法制の厳罰化の中での弁護士の責務，浦崎寛泰会員からは，触法障がい者に対する司法と福祉の連携がそれぞれ提起されました。そして，共通の課題として，弁護士には，「社会資源のアクセス」「高度の専門性」「説明責任」が求められていること，そのためには個人の研鑽に頼るのではなく弁護士会のバックアップが必要であることが，熱心に討議されました。最後に，葛野教授から，この弁護の質的変化とも言うべき刑事弁護の専門性の深化と刑事弁護内外での領域横断的連携・協働を担うべき事務所として，当事務所への期待が語られ，所員一同気を引き締める思いでした。

⑵　刑事弁護の取組みの実践

髙橋 俊彦（副所長・52 期）

当事務所の所員が裁判員裁判等，要件を満たす名簿に登録して，数多くの刑事事件を担当している中での，主な取組みを紹介します。

ア　身体拘束の事件

接見を重ねるという基本的取組みを大切にして，被疑者・被告人との信頼関係を築き，本人を支えています。また，可能な限り早期の身体拘束からの解放に向けて弁護活動をしており，積極的な準抗告等により身体拘束からの解放を数多く勝ち得ています。

イ　裁判員裁判（対象）事件

公判前整理手続の期間は長く，審理期間中は当該裁判への集中を求められますが，裁判員にわかりやすい，充実した弁護活動を実践するため，冒頭陳述や弁論を所内で練習し，お互いに率直な意見交換をして，改善・向上に努めています。

ウ　滞留・特別案件等

弁護人が解任された事案等，対応が困難な事件や複雑な上訴審事件についても，積極的に受任しています。最近では，既に選任された国選弁護人が解任には至らないまでも，被疑者・被告人との信頼関係が築けないこと等を理由として，２人目の国選弁護人に選任される事例も増えています。

エ　死刑事件

死刑は取り返しのつかない刑罰であり，一審はもとより，上訴審においても，弁護人の能力不足で救われるべき被告人を救えなかったなどという結果は断じて許されません。死刑事件では，弁護の専門性を特に高める必要があります。当事務所では，多くの所員が日本弁護士連合会の主催する研修等に積極的に参加しています。多くの死刑事件に関わる中で，控訴審で一審死刑判決を覆したこともあります。

オ　障がい者刑事弁護

近年の新しい分野として，知的障がいや発達障がい等のある被疑者・被告人への弁護実践があります。当事務所では，接見や取調べ，事案の把握等において，障がい特性を理解し，司法が福祉と

連携することが不可欠であるという観点から，積極的に触法障がい事件に関わっており，確実に件数が増えています。

(3)　当事務所における研修・ゼミ等

永里 桂太郎（66 期）

上記の各種実践を支えるため，所内で研修を実施して，所員の刑事弁護のスキルの向上等に努めると共に，当事務所の実践を通じて蓄積された刑事弁護技術を対外的に発信しています。

ア　開所当時から実施している「刑事実務検討会」では，毎回異なるテーマを設け，当事務所で実際に扱った事件を素材に参加者と議論を行っています。開催日時は事務所ホームページで公表しており，毎回，多くの司法修習生や法科大学院生が参加しています。

イ　刑事弁護の尋問技術等の実践的課題や学術的課題を検討する「発展ゼミ」では，刑事訴訟法の研究者や外部の弁護士等を招き，今後のさらなる刑事弁護技術の集積の場を設けています。

刑事実務検討会（2015 年 6 月 12 日）

ウ　さらに，当事務所では，所外の若手弁護士の支援も積極的に行っており，担当事件について気軽に相談できるよう，「北千住パブリック法律事務所刑事弁護ゼミ」を開催している他，随時，電話等で相談に応じています。

エ　所内外の弁護士の刑事弁護事件の交流の場となっている「刑事弁護フォーラム」では，その設立当時より当事務所所員が事務局を担い，メーリングリストの運営や月１回の勉強会「若手ゼミ」の実施等，刑事弁護を志す弁護士に貴重な交流・研鑽の場を提供して参りました。

(4)　委員会活動を通じての制度改革への提言

本間 博子（62 期）

所員はもとより，当事務所の出身弁護士等は，東京弁護士会のみならず，日本弁護士連合会の各種委員会等にも参加して，積極的に委員会等の活動を担っています。その一部を挙げれば，刑事弁護委員会，裁判員制度センター，人権擁護委員会，高齢者・障害者委員会であり，取調べの可視化実現本部，刑事法制委員会，障害者等刑事問題検討協議会，刑事拘禁制度改革実現本部，死刑廃止検討委員会，全国冤罪事件弁護団連絡協議会，子どもの人権と少年法に関する特別委員会，全面的国選付添人制度実現本部，障害者差別禁止法に関する特別部会等です。

上記各委員会等では，刑事弁護等の実践に基づいた先駆的な議論と，その議論を踏まえた実践とが求められており，これからの刑事法制改革への提言の一端を常に担い続けていると言っても過言ではありません。

3　地域密着型公設事務所
―法的駆け込み寺として

(1)　高齢者・障がい者の方々への法的サービス

大庭 秀俊 (61 期)

当事務所は，東京東部の市民に法的サービスを積極的に提供し，地域密着の法律事務所として活動してきました。特に2～3年前頃から，高齢者・障がい者の方々への法的サービスの提供が増加してきています。

東京東部は，東京23区の中でも高齢化率が高く，所得水準は低い傾向にあります。そのような地区の高齢者や障がい者の方々は，他地域の方々よりも，法律問題を含む生活上の困難に直面しやすく，都内であっても法律相談にたどり着くことが容易ではありません。これらの方々に，まず支援の手をさしのべるのは，区役所の職員や福祉関係者の方々，例えば，福祉事務所や権利擁護センターのケースワーカー，地域包括支援センターの職員などですが，数年前まで，福祉関係者の方々の紹介等による法律相談の需要の受付先は乏しかったようです。

そこで，当事務所は，地域密着の法律事務所「法的駆け込み寺」としての役割を果たすべく，2～3年前から，積極的に出張法律相談をしたり，福祉関係者の方々が開催する各種会議に参加する等して，福祉関係者の方々と積極的に関わってきました。そのため，現在は，福祉関係者の方々から週に2～3件ほどの相談等が寄せられるようになりました。経済的に困難な事情はあるものの緊急性の高い事案等，受任に結びつく相談も少なくありません。

また，昨年頃から，当事務所が家庭裁判所から成年後見人等あるいは成年後見等の監督人への選任も増加しています。やはり経済的に余裕のない事件や対応が困難な事件が多いものの，高齢者・障がい者の法的ニーズに対応するサービスの提供を継続的に行っています。

(2)　多士業相談会の実施
―ワンストップ型相談体制を目指して

鈴木 加奈子 (59 期)

当事務所では，毎年1回，関連する8つの士業の方々と合同で多士業無料相談会を開催しており，今年で6回目です。相談会は，社会保険労務士，司法書士，不動産鑑定士，行政書士，税理士，建築士，土地家屋調査士，弁護士が参加して，足立区の共催または後援の下，保健師の参加等も得て，多くの区民にワンストップで相談できる場を提供しています。

1回の相談で色々な専門家のアドバイスを受けられるという利点は，相談を利用された方のアンケートにも，「色々な専門家のアドバイスが受けられてよかった」などという感想が寄せられる等，市民の方々に徐々に浸透してきています。

さらに，地域の多士業の連携の場としての役割も担っています。市民の皆様に充実した法的サービスを提供するためには，地域の関連士業間の連携が不可欠です。そこで，当事務所の弁護士がコーディネーター役を務め，相談会の開催までに複数回の準備会等を開催して，足立法曹会所属の弁護士と地域の多士業との交流と連携を図っています。関連士業の方々との交流を通じて，税務や登記，不動産鑑定，年金など弁護士業務上，不可欠の関連分野の知識を深められる場ともなっています。

今後の課題としては，地域の事業者への広報，開催頻度を上げる等があり，地域市民の方々へ充実した法的サービスを提供するため，積極的に取り組んでいきたいと考えています。

4　法曹養成事務所として

石田 純（61 期）

⑴　法科大学院生，修習生の受入れ

当事務所は，設立当初から法科大学院のリーガルクリニックやエクスターンシップの受入れを積極的に行ってきました。刑事分野でのエクスターンシップの受入れをする事務所は少ないため，法科大学院生にとっても貴重な学びの場になっています。

また，通常の弁護修習の修習生はもちろん，弁護修習先で刑事弁護の経験ができない修習生等を受け入れて，刑事弁護の担い手の拡充に寄与しています。

⑵　過疎地派遣

当事務所は，他の多くの公設事務所と同様に過疎地派遣・過疎地帰任者の受入れにも積極的に取り組んでいます。これまで，ひまわり基金法律事務所及び法テラスには，17 名が赴任し，帰任者 9 名を受け入れています。

過疎地に赴任する弁護士は，その地域の民事事件等だけでなく，刑事事件の多くを担うことになります。特に，国選事件では，被疑者・被告人は弁護士を選べないため，当事務所で刑事弁護の研鑽を積んだ弁護士を過疎地に派遣することは非常に有意義です。当事務所は今後も，民事事件等だけでなく，刑事事件にもしっかりと対応できる弁護士を全国各地に赴任させていきたいと考えています。

⑶　任官・任期付き公務員等の受入れ

最近，当事務所で養成した弁護士の進路がより多様になってきています。例えば，本年 4 月には，裁判官と任期付き公務員に各 1 名ずつ就任しました。また，当事務所から海外の大学院へ留学して，現在，国際機関への就職を目指している弁護士もいます。

一方，昨年の 4 月からは弁護士職務経験従事者の受入れとして，裁判官経験者が当事務所にて執務しており，刑事裁判官としての経験を生かして活躍しています。今後，裁判官の現場に戻った折には必ずや当事務所での経験が役に立つと思います。

5　これからの課題

大谷 恭子（所長・30 期）

当事務所の公設事務所としてのニーズは，刑事分野においても，地域密着型としても年々高くなっており，所員は意欲的に取り組み，日々それらのニーズに応え，さらなる研鑽に励んでいます。刑事分野においては何より弁護技術のスキルを上げ，どんな困難な事件や依頼者にも対応することのできる人間力ともいうべき力を高めなければなりません。地域密着については近隣区である荒川区，葛飾区とも協働を進め，福祉等の連携もますます進めたいと思っています。これらは地道な作業であり，多くの事件の積み上げなくしては実現しません。

悩みは，上記の各種ニーズに応えるため，またやりがいのある業務のため，所員が多くの事件や業務を引き受け，体力の限界にまで挑戦していることです。息長くこれらのニーズを担い続けるためには，事務所の体制としても持続可能な形を早急に作らなければなりません。所員が公私とも生きがいを持って職務に専念できるようにすること，これは，刑事対応型かつ東部地域密着型の公設事務所としての役割を全うするために不可欠なことであり，そのための体制整備が問われているのだと思います。

since 2004

弁護士法人 渋谷パブリック法律事務所

卯木 叙子（65期）

1　渋谷パブリック法律事務所の誕生

2004年7月，渋谷パブリック法律事務所（以下「渋谷パブリック」）は，東京弁護士会の第3番目の公設事務所として誕生しました。

事務所は，國學院大學内に併設されており，渋谷・恵比寿・広尾に程近く，閑静な住宅街の中にあります。事務所の向かいには境内約4,000坪の渋谷最古の神社である氷川神社があり，所員は，自然に囲まれた緑豊かな環境で執務をしています。

現在，所長1名（57期），勤務弁護士6名（33期1名，58期2名，60期1名，62期1名，65期1名）の計7名の弁護士と事務局4名が勤務しています。

2　渋谷パブリック設立の趣旨

渋谷パブリックには，主に3つの機能があります*1。

一つめは，一般的な法律事務所としての機能で，民事・刑事を問わず様々な分野の事件に対応しています。

二つめは，東京弁護士会の法律相談センターとしての機能で，市民の方の様々な法的ニーズに応えています。

三つめは法科大学院での臨床法学教育の実践の場としての機能で，これが渋谷パブリック最大の特徴になります。司法制度改革の柱の一つとして，法科

外観

大学院教育において理論と実務を架橋する教育実践の場が求められてきました。この教育実践として臨床法学教育が注目され，この臨床法学教育の担い手として生まれたのが，渋谷パブリックです。

3　臨床法学教育の目的

臨床法学教育の目的は，学生に法律実務技能を教え，法律専門家としての倫理観・価値観を習得してもらうことにあります*2。

司法試験合格者は司法研修所での修習を受けることになりますが，大教室での講義，課題の起案，裁判傍聴，相談への同席がメインで，傍聴者として，受動的に事件に関わることが殆どです。

また，現在，司法試験の合格者が1,800～2,000人程度で推移し，特に弁護士の数が増大している状況では，司法修習中は勿論のこと，弁護士になってからも，先輩弁護士から実務を学ぶ機会が十分に与えられていないのが実情です。

これに対して，法科大学院における臨床法学教育

＊1：渋谷パブリック法律事務所「事務所設置の趣旨」http://www.sbpb-law.jp/office/index.html

＊2：日本弁護士連合会司法改革調査室・日本弁護士連合会法曹養成対策室（2005）『ロースクール臨床教育の100年史』株式会社現代人文社 126頁

では，①学生が実際に起こった事件の解決に当たるリーガルクリニック，②模擬裁判，ロールプレイングなどのシミュレーション，③法律事務所へのエクスターンシップなど様々な手法を用いて，実務技能，法理論，専門職としての倫理観・価値観をトータルに教育することができます。

特に，リーガルクリニック（前記①）では，生きた事件の解決に取り組んでもらうことになります。学生は，教員のサポーターではなく，依頼者の代理人として，主体的に事件解決に当たることが求められています。ときに困難な法的問題に直面しますが，依頼者の利益のため，粘り強く問題解決に取り組んでいく過程で，法理論の価値を理解し，法律実務技能や倫理観を醸成することができます。

授業も少人数制ですので（渋谷パブリックのリーガルクリニックは，教員1名に対して学生2～3名程度で実施），教員によるきめ細やかな指導が可能です。理論も実務も理解している法曹を育成するために，リーガルクリニックが果たすべき役割は大きいといえます。

4　リーガルクリニックの効用

リーガルクリニックでは，学生と実務家教員とが協働して事件の解決に当たることにより，依頼人にとって質の高いサービスを提供することが可能になります。依頼者の方から学生の関与を望まれることもあり，実際ご満足いただけています。

また，学生たちが現実社会での法的問題に直面することで，将来，社会で生じている法的課題解決のために力を注ぐ法曹が育っていくことも期待できます。

國學院大學内の法廷教室の模様

更に，実務家教員も，学生と共に事件に関わることで法理論に対する理解を深めることになり，その深めた理論を実務に活かすことができます。

このようにリーガルクリニックは，学生，法律家，依頼者，ひいては社会にとって有用かつ重要な意義を有しています。

5　臨床法学教育を支えるために

臨床法学教育を実りあるものにするためには，熱意があって教育指導能力がある臨床教員の存在が不可欠です。

渋谷パブリック所属弁護士は，臨床法学教育に強い関心を持ち，学生の指導に熱心に取り組んできました。法科大学院でのリーガルクリニック，模擬裁判，学習指導を始め，法学部・法科大学院の学生のインターンや修習生の受け入れも随時行ってきました。臨床法学教育学会に所属する弁護士も多数おり，今年4月から，四宮啓弁護士が臨床法学教育学会の理事長を務めています。また，所属弁護士は，それぞれ，私立大学法科大学院・法学部の教授，講師等を務め，法学教育に携わってきました。

6　法科大学院との提携，リーガルクリニックの実施

これまで渋谷パブリックは複数の法科大学院との提携を図り，臨床法学教育の実践の場としての役割を担ってきました。設立当初より，國學院，明治学院，獨協，東海の4校の法科大学院のリーガルクリニックを受け持ってきました。この4校でのリーガルクリニック受講者数は，2006年から2013年までの7年間で248名にも上ります。

また，近時は，新たに他の都内の私立法科大学院数校と提携し，リーガルクリニックを受け持っています。

渋谷パブリックが実施するリーガルクリニックは，法科大学院生が，渋谷パブリック所属の弁護士とともに実際の事件の解決に当たり，依頼者との面談，事件解決の方針の検討，法的文書の作成，教員・学生との議論などを通じて，机上の勉強で学んだ法理論を検証しながら学習してもらうというものです。単なる体験学習に止まるものではなく，実際の事件に取り組む中で，法曹としての知識や技能，職業倫理などを習得することを目的としています。

リーガルクリニックでは，各回の授業に加えて，定期的に中間報告会・最終報告会といった形で事例検討会を実施してきました。学生による事件の経過説明，解決策の検討の発表の後には質疑応答の時間が設けられます。報告会には，各校の受講生のほかに，当会会員の方々を始め，弁護士の方々，各校の教員も大勢出席されますので，この場合こういう法的構成は考えられなかったのか，何故この対応は検討しなかったのかといった厳しい質問も飛び交います。学生が質問の答えに窮する場面もありますが，この質疑応答の時間を通じて，学生はこれまでの取り組みをより精緻に検証してもらうことができます。

受講後のアンケートでは，事件に主体的に関わって解決策を考えていくことで，法曹として備えるべき素養が訓練された実感があるといった感想や，ぜひこれからもリーガルクリニックを続けてほしいと次回開催を望む声も多く聞かれ，例年好評です。

最終報告会の様子

7　地域の方が足を運び易い事務所に

渋谷パブリックは，臨床法学教育の実践の場としてだけではなく，近隣の方が困ったときにいつでも相談できる法律事務所として，地域に根ざした活動を行ってきました。設立以来，東京弁護士会の法律相談センターとして，市民の方々の多様な法的ニーズに応えてきました。

また，近時の新たな取り組みとして，より渋谷パブリックを身近に感じていただくために，2013年2月より，所属弁護士が講師となって，市民の方々を対象にした無料法律講演会を開催してきました。講演会のテーマは，遺産分割・遺言などの相続，借地借家トラブルなどです。ご参加いただいた方のアンケート結果を踏まえて，関心を持たれているテーマを扱って

市民向け法律講演会

います。講演会の後には，無料法律相談会を実施し，地域の方の法律相談にも応じています。これまでに合計4回実施致しましたが，次回開催を希望される声も多く聞かれ，今後も継続して実施する予定です。

8　渋谷パブリック10周年を記念して

渋谷パブリックは，2014年11月22日，事務所設立10年を記念して，『渋谷パブリック法律事務所10周年記念シンポジウム』を開催しました*3。

当日のシンポジウムでは，弁護士や企業の法務部など様々な分野で活躍する，渋谷パブリックのリーガルクリニックを受講した実務家の方々に登壇していただき，座談会を行いました。本年度より，國學院大學法科大学院は募集を停止致しましたが，渋谷パブリックでリーガルクリニックを履修した修了生からは，リーガルクリニックという教育方法の意義を経験に基づき話していただきました。また，同日，國學院大學法科大学院のリーガルクリニック（刑事）の授業の一環として公開模擬裁判も実施され，地域の方々に裁判員役としてご参加いただきました。当日は非常に多くの方々にご来場いただき，当会会員の方々を始め，弁護士の方々，市民の方々など皆様から暖かいご支援をいただきました。

9　これからの渋谷パブリック

渋谷パブリックは，臨床法学教育を実践する数少ない法律事務所として，臨床法学教育の重要性についての理解を広めていきたいと思っています。法科大学院との連携を図りながら，絶えず教育内容の見直し，改善を行い，後進の指導に当たって参ります。また，住民の方々が困ったときの駆け込み寺として，地域にも根ざした活動に積極的に従事して参ります。

所員一同，今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

10周年記念シンポジウムでの公開模擬裁判

＊3：國學院大學法科大学院『平成26年公開「模擬裁判員裁判」開催報告』 http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00312_H26_12.html

since 2008

弁護士法人 多摩パブリック法律事務所

1　はじめに

多摩パブリック法律事務所（「多摩パブ」）は，東弁4番目の都市型公設事務所として2008年3月に開設されました。多摩パブは初の多摩地域の公設事務所として，今までの都市型公設とやや異なる役割も担っています。そこで本稿ではそのような役割も含め，多摩パブの姿をその役割における「3本の柱」から紹介したいと思います。

2　多摩地域の刑事弁護

多摩パブの一つ目の柱は，刑事弁護です。多摩地域は支部ではありますが，裁判員裁判を行う支部として，全国の本庁を含めても有数の刑事事件数を持つ地域です。また，しばしば社会の耳目を引く事件が発生する地域でもあります。

⑴　まずは「量」：第１段階（業務開始後数年間）

多摩パブ開設時の第1の使命は，2009年5月からの裁判員裁判の開始や被疑者国選の拡大に向けて，多摩支部の公的弁護の1番の担い手となることでした。そのため業務開始からの数年間，多摩パブの弁護士は多数の刑事事件を担当しました。その事件の中には，いわゆる重大事件や，被疑者・被告人との信頼関係構築が困難なために弁護人が解任された事件などもあります。

なおこのような担い手となる前提として，多摩パブの弁護士は十分な刑事弁護技術を習得しておく必要があります。また習得した技術を地域の他の弁護士と共有していくことも，公設事務所の使命の一つといえます。そこで多摩パブを地域の刑事弁護のインフォメーションセンターとして位置づけるため，主に一橋大学の刑事法研究者にもご協力いただきながら，刑事弁護技術の習得・研究，理論と実務の架橋のための「多摩刑事研究会」を2008年7月に設立し，定期的に研究会を行ってきました。

事務所で作成したポスター

⑵　「運営」と「質の確保」へ：第２段階（ここ数年）

2011年ころからは，若手会員も増加し，意欲ある公的刑事弁護の担い手が増え，多摩パブも刑事弁護の「量」という使命からは一旦解放されたように思います。そこでここ数年は，多摩支部刑事弁護委員会など弁護士会における刑事弁護制度運営の下支え活動や研修講師担当等，刑事弁護の質を担保する活

動に力を注いできました。もちろん質の確保の点では，前述の多摩刑事研究会の存在も大きな役割を果たしています。また刑事弁護の担い手という部分のうち，裁判員裁判（特に複数選任の2人目）や困難事件を担当するという側面は継続しています。

⑶ さらなる「量」と「質」，「運営」へ：第3段階（今後）

最近は刑事弁護に意欲的な若手弁護士も増加し，運営面にも深く関わる会員も増えました。その結果刑弁委員会も活性化し，多摩パブの弁護士が「ほぼ全員が」運営面にも「深く」関わらなければならないという事態からは脱しました。しかし，刑事弁護における多摩パブの存在意義はまだ失われていません。

現在多摩支部では会員資格の限定など本会化に向けた取り組みがなされているところですが，仮に本会化となれば，多摩支部の公的刑事弁護も多摩地域に所在する事務所の会員のみで対応しなければなりません（多摩支部の公的刑事弁護の名簿登載者のうち，約3分の2は23区内の事務所に所属する会員です）。加えて今後，被疑者国選弁護については，対象がさらに拡大することが予想されます。多摩パブの業務開始当初の「量」の担い手という使命も，いずれまたやってくると思われます。

また近時の刑事弁護の分野では，犯罪を繰り返してしまう障がい者や高齢者の支援という福祉的な側面も重要となってきました。そのため，2013年に，多摩地域でも，弁護士と保護観察所の呼びかけで「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」を立ち上げ，司法と福祉の連携を深めるための各種勉強会等を行っています。多摩パブは，その事務局機能を担っています。また，本年度は，弁護士会多摩支部刑事弁護委員会の中に「触法」障がい者プロジェクトチームを設置し，上記研究会に参加する弁護士を中心に，弁護士会としても「触法」障がい者の支援に乗り出しました。

さらに裁判員制度も6年を経過し，裁判所からは弁護人の質の向上を求められています。このように「運営」に関しても，多摩パブの存在意義は決して薄れていないのです。

今後も，変化する社会的要求や制度に対応しつつ，多摩地域の公的弁護の担い手という使命を果たしたいと思います。

3　多摩地域のリーガルアクセス拡充

多摩パブの二本目の柱は，多摩地域のリーガルアクセスの改善，拡充です。

多摩30市町村の中には，電車の通っていない自治体もあります。その意味での弁護士過疎・偏在もあり，多摩地域全体としてみればそれなりの数の弁護士がいるとしても，必要性にマッチした適切な弁護士へのアクセスはいまだ困難です。また現場に密着した視点から見ていると，そもそも弁護士についての知識・信頼もまだまだ十分ではありません。つまり，この多摩地域で弁護士や弁護士会に対する認知度・信頼度を上げ，アクセス改善のための取り組みが必要な状況で，多摩パブはその一翼を担っています。

⑴ これまでの取り組み

これまでの取り組みとしてまずあげられるのが，当事務所の名物「地域回り」です。これは年に1度，弁護士と事務局が共に各自治体の市役所の相談課や高齢福祉課，地域包括支援センター，社会福祉協議会，消費生活センターなどへ挨拶回りをするものです。なぜこのような活動を行うのでしょうか。

先に述べたように弁護士が必要であるのに弁護士に自力でたどり着けない方，またそもそも弁護士に相談しようという着想にまで至らない方がまだまだ多い中，そういった方につながるためには，市民それぞれに直接つながる試みだけでなく，多数の市民と直接接し信頼を得て，ニーズも把握している現場に弁護士のことを知ってもらうことも効果的です。そこでまずは現場と弁護士とをつなげるために，この地域回りを行っているのです。

地域回りも7回目を迎え，様々な形で顔が見える関係も構築されてきました。たとえば高齢者虐待に取り組む現場からは虐待対応についての相談が日々飛び込み，法人後見などの手段によりそのようなギリギリの案件に対応することも増えています。消費者センターからは，相談員の方々の悩みをお聞きし，センターの業務上多数存在する，コスト的にみて弁護士に相談・依頼はできないが悪質な事案についてのサポートを行ったりしています。このような活動は，間接的に弁護士の敷居を低くすることにつながっていますし，また，こうした関係から弁護士が学ぶことも多くあります。

⑵　今後の取り組み

公設事務所はその性質上，一般の事務所とは異なった取り組みをしやすい環境にあります。弁護士会が担うべきと考えられる活動について，公設事務所がまず小規模な単位で先行的に実践を試みて，その成果を弁護士会に還元することは，公設事務所の大きな役割のひとつです。

多摩パブは，これまでも高齢者・障がい者虐待案件についての「法人後見」受任など様々な取り組みを行ってきましたが，最近はじめた新しい試みの一つは，「団地相談会」です。多摩地域には多くの団地があり，その中には交通アクセスのよくないところも少なくありません。そういった団地の住民にとっては，立川などの主要アクセスポイントに行くこと自体ハードルが高く，ましてや弁護士となると，一層足が遠のいてしまいます。また，団地住民の高齢化も深刻な問題となっています。そこで，弁護士が団地に出かけていって，団地内の集会所で相談を受けようという試みを始めました。このような取り組みには他の団地でも興味を持ってくれているところは多く，これから少しずつ広げていきたい活動です。そしてもちろんこの取り組みについても，軌道に乗り採算性が見通せるようになれば，弁護士会の事業として持ち込んだり，先輩弁護士と同席することでの若手弁護士のOJTの機会に活用したりできるのではないかと考えています。

このような当事務所の新たな取り組みから弁護士は身近な存在だ，このように活用できるのだと知っていただき，またこれまで届かなかった方々のニーズに応え，いずれは，その活動を弁護士会や地元の弁護士に引き継いでいきたいものです。

4　多摩地域での法曹養成

三本目の柱は，法曹養成です。

ご承知の通り，弁護士ないし弁護士会は現在，様々な課題に直面しています。このそれぞれの個別課題を克服するためにそれらに対応した取り組みを行うこともちろん大事ですが，そのような課題克服が持続的に行われ，さらに発展をしていくためには，将来の弁護士「界」または法曹界を担う人材を絶えず育成することも大切です。多摩パブでは，法曹養成に「多摩地域の公設事務所として」取り組む意味を

意識し，参加者を所員弁護士に限らずに，多摩地域で活動する弁護士に広く門戸を開いた形での「参加型」の法曹養成を目指しています。また，法曹の卵を対象とした法曹養成の場面においても地域との連携を強く意識し，「地域密着型」の法曹養成を目指しているところです。

⑴　「参加型」の法曹養成

さきほど述べたとおり，刑事弁護の分野においては，当事務所の会議室を利用して，「多摩刑事研究会」「裁判員裁判経験交流会」「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」を定期的に開催しており，毎回，多摩地域の多くの若手弁護士が参加し，活発な議論を行っています。若手はただ参加するだけでなく報告者をつとめることなどもあり，その経験は非常に貴重なものです。霞が関ではない場所でこのような活動が活発に行われる意義は大きく，多摩地域への誇りとプライドを持ちつつも多摩地域外へも広く視野を拡げた真摯な研鑽が，ここでは行われています。

また，若手弁護士の研修に関する近年の取り組みとして，所内にスキルアッププロジェクトチームを立ち上げて，「模擬シリーズ」と呼んでいる３つの模擬研修（①模擬法律相談，②模擬準備書面，③模擬尋問）を行っています。いずれも実演と講評，ディスカッション等をセットで行う研修ですが，他の法律事務所における先例がほとんどなく，試験的な取り組みとして改良を重ねる必要があったことから，これまでは所員弁護士と当事務所のＯＢのみが参加する形で実施してきました。そしてこれまでの実践を踏まえ，この先は多摩地域で活動する若手弁護士が広く参加できる形に発展させたいと考えています。

このように，多摩パブは「参加型」の法曹養成を目指しています。多摩地域の多くの若手弁護士が集う場所と機会を提供し，多摩地域全体の若手弁護士養成の中心的役割を果たしていきたいと考えています。

創立５周年記念行事での事務所活動の展示

⑵　「地域密着型」の法曹養成

当事務所では，法曹の卵である学生や司法修習生のサポートも重視し，この方々に向けた「地域密着型」の法曹養成活動も行っています。

まず司法修習に関しては，立川修習が始まって以降，毎年，司法修習生の弁護実務修習の受け入れをしている他，所員は司法修習委員会にも参加し，また多くの司法修習生に「多摩刑事研究会」「裁判員裁判経験交流会」「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」等への参加を呼びかけ，１年を通じて実務を学ぶ機会を提供しています。

次に法科大学院に関しては，多摩パブでは，一橋大学法科大学院とタイアップして，「リーガルクリニック」と題する授業を行っています。この「リーガルクリニック」では，ゼミの全ての学生が参加して月１回の頻度で事例検討会（刑事，一般民事，離婚等のテーマでの模擬法律相談）を行う他，日替わりで１～２名の学生が来所し，所員弁護士の法律相談に同席をしたり，事件記録の検討を行います。さらに，一橋大学と同じく地元多摩地域にある成蹊大学法科

大学院においても，複数弁護士が非常勤講師を務めています。その他毎年，多数の法科大学院から，複数のエクスターンシップ生を受け入れています。なお法科大学院ではありませんが，当事務所の学生アルバイトも，地元中央大学の学生です。

このような課程の中で育った弁護士をはじめとする法曹は，多くは多摩地域に根ざし，この地域と市民を支え，弁護士会活動も支えていくことになるでしょうし，それにとどまらず，その経験を踏まえ新たな時代の司法を担っていくことでしょう。現に，多摩パブから卒業したOB，OG所員は，多摩支部で活発に活動を続けるようになっています。このように当事務所では，「地域密着型」の法曹養成を行い，将来多摩地域に根ざして市民のために活動する法曹を一人でも多く養成したいと考えて活動をしています。

5　最後に

本稿では，多摩パブの3つの柱に沿って多摩パブの活動を紹介してきました。

会内には，最近，「公設事務所はその役割を終えた」との意見も見られます。確かに弁護士は増え，また公設事務所以外で様々な革新的な試みも行われるようになりました。前記意見はそのような前進の反映でしょう。この前進は非常に意義のあることで，公設事務所以外での試みはどんどん拡がっていくべきだと考えます。しかし，それでもやはり現段階ではカバーしきれない部分も残っていることも，残念ながらやはり事実なのです。

扶助・国選の報酬が法律事務所経営を安定させる程度になれば，扶助・国選を含むプロボノ的業務も皆で分かち合い，その中でも特に困難案件で不採算となるものの受け皿や新たな取り組みを試みる事務所として「公設事務所」があるという状態になるかもしれませんし，それが理想なのかもしれません。現状はそうではありませんが，そのような中でも「公設事務所」という存在が，そのカバーされていない部分に切り込むことは，弁護士への地域からの信頼を下支えし，最終的には弁護士ないし弁護士会に還元されるものであって，有益な活動だと考えています。

Past and Future

まとめ　東京弁護士会の都市型公設事務所のこれまでとこれから

公設事務所運営特別委員会委員　石田 武臣（20期）

1　弁護士過疎地型のひまわり公設事務所と都市型公設事務所の誕生

わが国において「公設事務所」というものが，初めて誕生したのは2000年6月のことです。当時，裁判所・検察庁の支部があるのに弁護士がゼロか1人しかいない「弁護士ゼロワン地域」が全国に80ヶ所以上もあり，日弁連は「弁護士ゼロワン地域をなくす」という大きな目標を掲げて全国の会員から特別会費を集めて「ひまわり基金」をつくり，同年6月に島根県石見地域に第1号の「弁護士過疎地型のひまわり公設事務所」を開設したのです。

その後15年間に「ひまわり公設事務所」は北海道・稚内から沖縄・石垣島まで115ヶ所に開設されてきました（現在稼働中64ヶ所，49ヶ所は赴任弁護士が定着，2ヶ所は終了）。その間，弁護士ゼロ地域は2008年に解消し，ワン地域は，何回か解消と再びワンとなることを繰り返しましたが，2015年7月に「最後の弁護士ワン地域」といわれた島根県隠岐地域に「隠岐ひまわり基金法律事務所」が開設され解消されました。

この「弁護士ゼロワン地域解消」の事業に大きな役割を果たし，弁護士過疎地域に赴任する意欲ある若手弁護士を養成して送り出す役割を果たしてきたのが，都市型公設事務所です。都市型公設事務所は，2001年に第1号の大阪弁護士会の「大阪公設法律事務所」（現在は大阪パブリックと改称）が開設され，続いて第二東京弁護士会の「東京フロンティア基金法律事務所」が開設されました。わが東京弁護士会は，2002年6月に「東京パブリック法律事務所」を開設し，続いて「北千住パブリック」「渋谷パブリック」を開設し，さらに2008年に「多摩パブリック」を，2012年は全国初の外国人専門公設「東京パブリック三田支所」を開設しています。

現在まで全国に15ヶ所の都市型公設事務所が開設され運営されています（**別表参照**）。

2　東弁の都市型公設事務所が果たしてきた役割

全国15ヶ所の都市型公設事務所は，規模も色々で，掲げている目的・課題もそれぞれ違っていますが，共通している目的は，意欲ある若手弁護士を養成して弁護士過疎地域に送り出すことです。また，都市部においても様々な理由で弁護士に依頼することが困難な人々も沢山いることから（「都市型の過疎・事件過疎」ともいいます）「都市部における人々の法的な駆け込み寺」の役割を果たしてきました。

都市型公設事務所は，全国各地に，養成した数多くの若手弁護士を送り続けてきました。この5～6年間のひまわり公設事務所への赴任者の70％以上，法テラスのスタッフ弁護士の相当数が都市型公設事務所出身の若手弁護士です。その中でも，東弁が果たしてきた役割は非常に大きく，東京パブリックから34名，三田支所から1名，北千住パブリックから17名，臨床教育型の渋谷パブリックからも4名，多摩地域対応型の多摩パブリックからも2名，合計58名もの若手弁護士を全国各地に送り出しています。

東弁の都市型公設事務所の存在なくしては，日本全国の弁護士ゼロワン地域の解消は，まだまだ出来なかったろうといわれています。

もう一つの共通の課題である「都市の人々の法的駆け込み寺」の役割＝「都市型の過疎・事件過疎」に対応していく役割についても，各事務所のレポートにあるとおり，各事務所が様々な創意と工夫を重ねながら進めており，近年注目されている「地域連携とアウトリーチ」についても，東京弁護士会の都市型公設事務所がその端緒を切り開いてきたといえます。

また，東弁が独自に取り組んできた「刑事対応型」「臨床教育対応型」「多摩のリーガルアクセス対応型」の活動も，弁護士会が果たすべき役割を切り開き続けてきたといえます。

（別表）全国の都市型公設事務所一覧

東京弁護士会	東京パブリック法律事務所	総合型
	北千住パブリック法律事務所	刑事対応型
	渋谷パブリック法律事務所	臨床教育型
	多摩パブリック法律事務所	多摩対応型
	東京パブリック法律事務所三田支所	外国人対応
第一東京弁護士会	渋谷シビック法律事務所	総合型
	町田シビック法律事務所	多摩対応型
第二東京弁護士会	東京フロンティア基金法律事務所	総合型
北海道弁連（札幌）	すずらん基金法律事務所	養成型
東北弁連（仙台）	やまびこ基金法律事務所	養成型
横浜弁護士会	かながわパブリック法律事務所	総合型
大阪弁護士会	大阪パブリック法律事務所	刑事対応型
兵庫県弁護士会	ひょうごパブリック法律事務所（支所1ヶ所）	刑事対応型
岡山弁護士会	岡山パブリック法律事務所（支所3ヶ所）	総合型
広島弁護士会	広島みらい法律事務所（支所2ヶ所）	総合型
九州弁連	あさかぜ基金法律事務所	養成型

3　東弁の都市型公設事務所のこれからの役割・課題

⑴　弁護士過疎・偏在解消の課題はこれからも続く

弁護士も市場原理の自由主義経済の元で生きている以上は，自然のままに任せていたら，弁護士過疎・偏在はなくなることはありません。各地で弁護士ゼロワン地域が復活し続けることになります。弁護士会が役割をになう政策課題として取り組み続け，意欲をもって赴任しようとする若手の養成に取り組み続けることによって，はじめて弁護士・弁護士会の社会的責務を果たすことが出来る課題です。

また，裁判所支部レベルでの弁護士ゼロワン地域は解消されましたが，全国の独立簡裁で弁護士ゼロ地域は，まだ48ヶ所も残っており，人口3万人以上の市町村で弁護士ゼロ地域は全国に180ヶ所以上も残っています。

弁護士過疎・偏在解消に向けた取り組みは未だ道半ばであり，これからも続く課題です。

⑵　「都市の人々の法的駆け込み寺」と地域連携の役割のさらなる進化・発展

各事務所のレポートにもあるとおり，この役割は「駆け込み」を待っているだけでなく，積極的に地域に連携のネットワークを作り，アウトリーチしていくことが試みられています。所属の弁護士の人数から手の回らないこともあり，今後は，地域的に近い若手弁護士にも協力をお願いするなど，様々な形でこの試みをさらに広げていく必要があり，それによって，地域のネットワークのセンター的役割を進化・発展させていき，弁護士の活動分野を広げていくなど，大きな可能性があるのではないかと考えられます。

⑶　日弁連の担当ワーキンググループからの問題提起と今後の新しい役割

昨年から検討が続けられている日弁連・都市型公設事務所に関する役割ワーキンググループにおいて，今後，各地の都市型公設事務所において果たしていただきたい役割として，新たに，次のような課題が挙げられており，検討が進められています。

① 司法過疎地域などの地方自治体への任期付き公務員の派遣とその養成拠点の役割，及び，任期明けの退任者の受け入れの役割
② 弁護士任官・任検の候補者の養成と支援，及び，その退任者の受け入れの役割
③ 判事補・検事の弁護士職務経験の受け入れ事務所としての役割

上記の①②③の課題・役割は，東弁の4つの都市型公設事務所において，既に，それぞれが可能な方法で取り組んでいるものであり，それぞれ重要な課題です。

しかし，他方で，これらの課題を継続的・系統的に取り組み続けていくことは，各事務所の財政的負担も相当なものとなるため，これらの事業に対して，日弁連として，政策的にどのような財政的支援スキームを準備する必要があるのか，その基本となる方針を確立して取り組む必要があります。

⑷　問われる東弁の力量と真価

東弁の「総合型」「刑事対応型」「臨床教育対応型」「多摩対応型」の4つの都市型公設事務所が，これらの諸課題について，どのように応えていけるのか，東弁の力量と真価が問われているのではないか，と思います。

INTERVIEW：インタビュー

タレント /TKO

木本 武宏さん

お笑いコンビ「TKO」のツッコミ担当として，コントライブのほか，テレビ・ラジオ番組でご活躍中の木本武宏さん。その木本さんに，下積み時代から現在に至るまで考え抜かれた「ツッコミ」考，ネタを完成させていくプロセス，情報の伝え方の工夫など，弁護士の業務のヒントにもなる，言葉で人の心をつかむコツを伺いました。

（聞き手・構成：高橋 辰三，神原 あゆみ）

―― 木本さんは，TKOとして現在もコントライブ等を続けていらっしゃいますが，コントのネタはご自身の経験によるものですか。

コントはコンビで作るんですけど，経験から，こんなやついるよねというような，大阪弁でいうと「おるおる」な人とか，シチュエーションというのをいつも探してますね。共通点は，切ないとか，情けないとか，かわいそうとか，簡単に言ったら間抜けなのかもしれないですけど，でも何かそこにちょっと哀愁とか，みんなの中にもあるし，みんなのそばにもいると思うんですよね。結局，お笑いって共通点だと思うので，僕らは共通点を見つけているという感じですかね。

例えば，芸能界で昔1曲当ててすごく脚光を浴びた人で何十年も経った後，今はほそぼそと頑張っていますと認識している人はかわいそうじゃないですよね。でも，1曲当てて1回脚光を浴びたことで頭が麻痺して，まだ脚光を浴びていると思っている人って切ないじゃないですか（笑）。

そういう人って会社でもいるじゃないですか。昔，すごくいいポストに就いていて今は窓際なのに，まだ重要なポストにいてたときの態度でいるような人っていて，そういう人って切ないよね，というところが面白いですよね。だから結局僕らはそういう切ない人という共通点をつかまえにかかってますね。

―― コントという形にしていくときに，TKOのお二人で役割分担はありますか。

僕がツッコミで相方（木下隆行）がボケなので，同じようにアイデアを出し合うんですけれど，意見が食い違ったときは絶対相方の意見を優先しようと思うんですよね。それが違うと思っても。やっぱり生ものなので，ボケる方がやりたいという温度でやらないと嘘になるので。それでだめだったら，もう1回作り直そう，ということはしますけど。1回ネタを舞台でやって，はい，これで完成となったことは今までないですね。

―― ネタ合わせのときにどういう視点でネタを完成させていくのでしょうか。

伝わったか伝わってないかという言い方をよく僕たちはしますけど，お笑いだけじゃないと思うんですけど，自信を持って何か披露するときって，ついつい説明不足だったりすることがあるじゃないですか。

逆に僕らがいろいろな専門家の人と仕事をすると

きもそうなんですけど，相手がもちろん分かってくれていますよねというラインと，僕らが分かっているラインって絶対食い違うじゃないですか。でも説明しすぎたらすごく上から目線に見えたりとか，はしょりすぎたら伝わらなかったりして，その真ん中を探す作業をたぶん一生していかないとだめなのかなと思いながらいつもやってますね。

── 実際ライブでコントをされて，同じネタでも東京と大阪での反応の違いというのはありますか。

全国ネットのお笑い番組が増えてきて，見る番組が共通してきているので，昔に比べたら標準化はされていると思うんですよね。

でもお笑いライブに足を運ぶお客さんは，言葉選びで全然違うときはありますね。大阪は分かりやすい言葉に反応する，むだな説明はいらない。お前，アホかと言った方がウケる文化がまだ基本的にはあると思うんですよね。でも東京は，そのアホをアホ以外の，何かに例えた言い方にするとか，比喩がウケたり，言葉の受け止め方は違いますよね。やっぱり大阪の文化は基本的にええかっこすな，難しそうな言葉を使わんでええねん，アホでええねんと。東京はやっぱり，そこはちょっととんちを利かせてよ，という。

それって結局，東京っていろいろな地方の方が来ているから，その人たちに標準的に伝わる笑いというのが，たぶんひねりを利かせることによってそこに共感できるというのがあると思うんですよ。だからやっぱり全国の人が集まっている東京と大阪というのは，そういう意味では違いますね。

── 東京に進出されてから，ツッコミの仕方などを変えてみたりされましたか。

ツッコミということに関して，東京に来てからものすごく悩んだんですけど，漫才にはツッコミが絶対いると思うんですけど，コントは究極はツッコミはいらないと思っているんですよ。

笑いが10として，常にボケが10だったらツッコミはいらないですよね。ボケが7ぐらいの笑いを取るボケだったら，残りの3をツッコミで補うという感じだと思うんですよ。だからコントは，もうおかしな人が舞台上を走り回っているだけでずっとお客さんが笑うわけじゃないですか。それをこっちはずっとびっくりしていたらいい。お客さんの代表でツッコミが舞台の上にいて，たまにシチュエーションの説明をするとか，それができたときにたぶん究極のコントだと思うんです。こんなシチュエーションがあったら面白いですよねというのを見せるのがコントだから，ネタの中で，ボケる人間が何かした後に，そのコントとは全然違うフレーズを使って例えて突っ込むとその世界観が壊れるんですよね。余計なツッコミは抜いていって，顔だけとか，極論を言ったら，うわー，とかでいいんですよ。コントは。

── では，コントでの木本さんの立ち位置を根本的に変えられたのでしょうか。

そうですね。結構気持ちを入れ替えましたね。僕はいつも，ほんまに伝えたいことだけを伝えやと言うんですよ。伝えたいことを聞いてくれるように，ちょっと初めに柔らかい話をして，ちょっとほんわかした空気をつくってから伝えたいことを伝えやという基本のことがあるじゃないですか。

でも，お笑い芸人も若い人はそうなんですけど，俺ってすごいやろうとか，こんなツッコミ方すんねんとか，本来の目的より我の方が勝っちゃうという人って，舞台でしゃべっても絶対ウケないと思うんですよね。目的が変わっているんですよね。35歳のときに東京に来たんですけど，それまで大阪で舞台をやっているときは，何かつめ跡を残してやろうと思って，ツッコミの中でも無理くり足して，俺も笑いを取るんだとか，そんな我が常にあふれていたと思うんですよね。でもそれは何かどこかで人としてのかわいらしさがないというか。

それで東京に来たときは相方に対して，こいつ，面白いでしょうという気持ちでやるようになって，スタンスがいつの間にか変わりましたね。

コントのときはTKOをアピールしたいわけで，だからTKOをアピールするときの一番の方法は何かなと思ったときに，相方は完全にコントというお芝居に入っているから，僕に対して来るので，僕がつなぎにならないとだめだと思ったんです。お客さんと相方のつなぎの役割でいるために，ツッコミが必要なときは突っ込むし，ツッコミがなくて伝わるときは薄めのつなぎでおらないとしつこい味になるじゃないですか，ハンバーグでも（笑）。

―― ツッコミの力を鍛えるために何か意識されている習慣などはありますか。

簡単に言ったら，できるだけ言葉を知るということなんですけど，ただ，突っ込むと考えるから難しくなると思うんですよね。僕は普段の肩書はツッコミなんですけど，あまりツッコミと思ってなくて，例えば本当に相手の揚げ足を取らないようにするとかは意識してます。一番簡単なツッコミは相手の揚げ足を取ることなんですよね。そうしたらツッコミがうまそうに，賢そうに見えるんですよ。でも突っ込まれた人，気持ちよくないんですよ。だから突っ込まれた人が絶対損をしないようにと思って，突っ込んだ人がちゃんとかわいくなるようになるツッコミ方をいつも探しています。

鋭いツッコミといったら，ずばっと相手に刺さるようなことを言えばいい。これは攻撃ですからね。攻撃とツッコミは違うんだと常に心掛けています。だから絶対相手がおいしくなるようにしないと，と今は思っています。若いときはこれができなかったんですよ。

だから言葉で突っ込まないでいいときに，最高のツッコミは，素直に笑うことだと思うんですよ。それが相手もうれしいし，ツッコミの一番の役割だと思うんですよ。

―― 情報番組等で何かを説明されたりする場面もあると思いますが，伝わりやすい話のために工夫されていますか。

情報番組でいつも気を付けているのは，ちょっと知っているぐらいのものなら100％知らない顔をするようにしているんですね。でも，もともと僕，正反対の，知っていることは知っていると言いたいタイプの人間だったんです。仕事が全然ない時代に，何があかんねん，俺ら，と思ったときに，テレビに出て物の伝え方が上手な人って，絶対知らないふりどころか，知らないと自分に錯覚させているのか，情報を専門家の人から聞いたときに，ちゃんと新鮮なリアクションをするじゃないですか。

でもちょっと知っているという感じを出したい人というのは，へえと言いながらも，ですよねとか相づちを打っているんです。そんな人の話って視聴者には一切入ってこないんですよ。あなたが知っているかどうかなんて今どうでもいいと。だから僕は「ですよね」を禁止しようと思ったんです。なるほどとちゃんと素直に言える自分で情報番組は出るようにしたんですけど。でも大変なんですけどね。ちょっと知っていても，大人やのに，「へえ」とか言って，これ，俺の身内が見ていたら俺のことをアホと思っているのと違うかとかね（笑）。

あと，知ったかぶりをやめようと思って，結構それも戦いました，自分と。知ったかぶりをする人ってたいてい勉強家で，本当にちゃんとされている方が多いんですよね。だから頑張っていることだから発表したいがなと思うんですけど，ちゃんと人の説明を聞くようにしていると，相手がこっちの話も聞いてくれるようになるんですよね。

相手の話を聞いて，相手の話でその日が終わるんだったら，それが一番楽なんですよ。相手がそれで楽しかったらそれでいいなと思うんですよね。それで自分に質問をしてきてくれたらやっとしゃべるぐらいにしておこうと思っているんですよ。求められている分量だけしゃべるという特訓もめっちゃしましたね。

相手が分かってくれてますよねというラインと，僕らが分かっているラインって絶対食い違う。でも説明しすぎたら上から目線に見えたり，はしょりすぎたら伝わらなかったり，その真ん中を探す作業をたぶん一生していかないとだめなのかなと思いながらいつもやってますね。

木本武宏

―― 俳優としての活動もされていて，ドラマ『ルーズヴェルト・ゲーム』では弁護士役をされましたが，今までコントで弁護士をやったことは？

まだないんですよね。

―― 何かその役をするために演技で気を付けたことはありますか。

全然作戦を立てたりしないんですけど，友達が弁護士をやっていて，僕，そいつと一緒に学生時代，弁護士を目指していたんですよ。僕，大学を落ちて，そいつはその大学に受かって法学部に入って，負けたくないから芸人になろうと思って芸人になっているんですよ。

そいつに，「弁護士の人って，何に気を付けたらいい？」と聞くと，「とにかくじっと相手の目を見ていたら雰囲気が出るのと違う？　俺らって結構一生懸命話を聞いているふりをするからさ」と（笑）。それで「聞いているふりをしておいたらええねんな」と言って，それだけ気を付けていましたけど。

―― せっかく弁護士役をされたということで，今後，司法系のコントというか，お笑いネタをやってみたいとか，そういう思いは？

めっちゃ難しいでしょうね。でも裁判のコントをやってみたいんですよね。でもこれってものすごく難しい。専門用語もいっぱい出てくるし，せりふもいっぱい。

なおかつお客さんに分かるようにしないとだめじゃないですか。映画とかお芝居だったらできるかもしれないですけど，1回5分ぐらいのコントで裁判といっても…。でも裁判って面白いから，そういうのができたら楽しいかなと思うんですけど。

まじめな場だからこそ，面白くなるということがあるし，取り調べとかの場面をずっと演じていくのも面白いですもんね。

―― ぜひ期待しています（笑）。本日はありがとうございました。

プロフィール　きもと・たけひろ
1971年生まれ。大阪府出身。朝日放送「新人グランプリ」新人賞，関西テレビ「爆笑BOOING」第4代グランドチャンピオン，フジテレビ「OFJ」第2代グランドチャンピオン。趣味は釣り，サッカー，木工，MAC。NHK（Eテレ）の情報番組のほか，ドラマやラジオでも幅広く活躍中。

理 事 者 室 か ら

6 名 の 副 会 長 が 理 事 者 室 の 取 組 み を 毎 月 ご 報 告 し ま す 。

いつかは東弁のレジェンド?

副会長　渡辺 彰敏（44 期）

今年の理事者は（も？），大変議論好きです。

東弁には，日々課題・懸案が山積しています。それ故，理事者たちの議論ネタが尽きることはありません。もちろん，山積している課題・懸案に対処するために，原則週2回，理事者会を行ってその場で議論してはいるのですが，何せ1回2時間から2時間半の理事者会で40を超える議題を処理しなければならないため，すべての議案について十分な議論をする時間などあるはずもありません。

そこで，本年度理事者チームは，原則として常議員会の開催された日の夜，理事者懇親会を執り行い，その場で心ゆくまで議論を尽くすことにしております。夜ですから，当然（？）お酒も入ります。その結果，午前中の理事者会で行われる議論以上に白熱の議論が戦わされることになります。もちろん，あまりたくさんはお飲みにならない伊藤会長や，お酒を嗜まれない大森副会長，しょっちゅう休肝日の鹿野監事だって，負けずに熱い議論を戦わせておられます。これはあくまでも非公式な議論であり，各自の私的なメモ以外に理事者会のように議事録が残るわけでもないので，日頃理事者会や理事者室では聞けないような各理事者の本音もしばしば耳にすることもできます。

実は，伊藤会長のお声掛かりで，正式な理事者就任以前からすでに何度もこのような懇親会を行っており，その過程で各理事者の様々な相違点が見えてきました。会務・弁護士自治・憲法・法律・歴史・社会等々に対するそれぞれの異なったスタンスを目にし耳にすることは，勉強にもなりますし，とても楽しいことです。

そして何より，これだけ様々な個性を持った9名が一つの執行部として一丸となって会務運営に当たっている姿を日々目にすることは，それ自体一つの奇跡のような気さえして，時々こっそり感動さえしてしまいます。

残り3分の2の任期を無事に終わることができた暁には，きっと「奇跡の伊藤執行部」として東弁のレジェンドになるに違いない，などとくだらない妄想を励みに，今日も頑張っております。

「一週間」

副会長　大森 夏織（44 期）

憲法関連を担当しております。伊藤会長を長とする憲法問題対策センター，会員や人権課事務局の皆様とともに奮闘が続いています。月曜日は歴代会長声明発表のお手伝い，火曜日は「安保法案NO！東弁うちわ」を市民の皆様に街頭でお配りし（警察署に許可をもらいにも行きます），水曜日は憲法シンポの開催，木曜日は国会前抗議行動に当会のぼり旗と襷を持参して駆け付け，金曜日は「女性弁護士101人大集合！安保法案反対集会＆街宣」を実施，土曜日は地元で日弁連の署名集め。「これが私たちの一週間」。ロシア民謡を口ずさんでしまいました。さらにこの夏は，「戦後70年～戦争被害写真展」（7月14日から1階ロビー），「戦後70年～戦争被害資料展と親子企画，アンサンブル・フォウ・ユウ演奏，シンポ等」（8月7日クレオ終日）と当会の平和を願う企画が続々です。ぜひご参加を。

23条照会について

副会長　中嶋 公雄（45 期）

私の担当業務の一つに23条照会があります。会員の皆様から申請いただいた照会請求については，基本的に調査室において内容を検討しておりますが，そのうちの一部については，副会長が決裁をしています。

照会請求に関して，今，三井住友銀行との間で，協定を締結すべきか否かが課題となっています。その協定の内容は，①本店への照会により全支店の口座情報が得られる代わりに，②手数料3000円を支払う，③三井住友銀行が顧客に対して損害賠償義務を負担する場合に，当会にも責任があれば，当会も損害賠償義務を負担する，というものであります。

この協定は，会員の皆様に大きな利便性がある一方で，照会制度の根本にかかわる大きな問題を含むものでもありますので，皆様には，ご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

任期の4分の1を経過して

副会長　湊　信明（50 期）

副会長に就任して早３か月。漸く副会長の仕事の全貌が見えてきました。副会長６名は，委員会・三会協議会・他団体との協議会など204にもわたるセクションを分担します。１人35前後にもなり，大変ではありますが，皆さま方に助けていただきつつ何とか職務を行っております。しかし，これだけの委員会等に集中して出席できることは，弁護士会の活動に広く直接に携わることができ，本当にやり甲斐があります。また，それぞれの副会長は委員会等に出席した結果を理事者会に議題として上げて，徹底的に討論します。そのことを通じて，弁護士会全体の動きを把握しつつ，自分が担当する委員会等の在り様に反映させていくことができ，統一感ある運営を可能にしていると思います。日々非常に有意義な学びをさせていただいており心から感謝をしております。これからも気を引き締めて頑張って参ります。宜しくお願い致します。

備えあれば憂いなし

副会長　森　徹（41 期）

弁護士会館には「弁護士会館災害対策本部」というものがあります。本年度は当会の伊藤会長が本部長，私が事務局長に就任しています。年２回防災訓練を行いますが，春の訓練を６月末に行いました。９時40分の発災に伴い，507号室に対策本部を設置し，伊藤会長が陣頭指揮をとり，訓練は進められました。被害状況の把握，救護指示など正確な情報に基づき限られた人的・物的資源をどう優先順位をつけて配分するか？ これを即座にどう判断するという難しさに気づきました。災害はいつどのような形で起こるかわかりません。平時から，常に，様々な事態を想定し，各会の役員や関係委員会委員でシミュレーションし，詰めておく訓練も必要であると痛感しました。１階の公開空地での消火訓練，クレオでのAED訓練も，皆，真剣な面持ちで臨んでいました。参加された方々，設営された防災センターの方々に感謝申し上げます。

紙に埋もれる日々に思うこと

副会長　佐藤 貴則（42 期）

副会長就任からはや３か月が過ぎ，机の引出や棚の上の資料がどんどん増えていくのを見るにつけ，このために森がどのくらい減っているのだろうかと心が痛みます。理事者会では，iPadに記録した資料を見て会議をしますが，特段支障はありませんので，常議員会や各種委員会でもやればいいのでしょうが，なかなかそこまではできていません。しかし，考えてみると，昔，コピー機などなく，私的な配布物といえばガリ版刷りのわら半紙くらいだった時でも必須な情報は伝わっていたことを考えると，実は，コピーや記録媒体に頼り，必要な情報を抽出するという姿勢や能力が劣ってきているだけなのではないかと思えてきました。これからは，森のためにも，自ら提供する資料の精査を心がけねばと決意する今日この頃です。

「弁護士のための英会話講座」のご紹介

東京弁護士会若手会員総合支援センター 業務サポート部会長　奥　国範（54 期）

東弁では，英語初級者の会員向けに，ランチタイムを活用した英会話講座を実施しています。今回は竹腰幸綱会員（63期）から，本講座を受講した感想をお寄せいただきましたので，ご紹介します。

「ぱ…ぱーどぅん？　あいむそーりー…」。これが，今年初め，外国人観光客に道を尋ねられたときの，私の精一杯の対応でした。「おもてなし」の心から道を教えようとしましたが，その試みは見事に潰えました。英会話の必要性を実感したのとほぼ時を同じくして始まったのが，「弁護士のための英会話講座」でした。そして私は，若干躊躇しつつも，思い切って英会話講座の門を叩いたのです。

気になる講座内容は，一言で表現すれば「とにかく英語を聞き，話してみる！」です。講座は，ネイティブスピーカーの講師により基本的に英語で行われ，テキストを用いながら，日常生活での様々な場面の会話を学びます。テキストの会話を題材に，ロールプレイをしたり，講師の質問に英語で答えるなどして，徐々に英語に親しんでいきます。慣れてきた頃に，今度は，講師から受けた質問を真似しながら，受講生同士で英語の質問をして答え合い，これらを繰り返していくことで，次第に英会話が上達していきます。私自身，何度も受講する中で，英語を話すことに抵抗がなくなり，英会話レベルも少しずつですが上昇しているように感じています。

普段英語など全く使わず，読み書きですら受験以来遠ざかっている，それなのに受講して大丈夫？　そんな思いから，講座に興味は持ちながらも受講に二の足を踏んでいる方が多いのではないかと思います。しかし，心配は要りません。実際，私の英語レベルもその程度で，英語が聞き取れなかったり，簡単な答えをするのにも苦労することはありますが，講師による優しい助け船を頼りにして，英語でのやり取りは何とか成立しています（そのはずです）。講座では基本的な英語表現を繰り返すので次第に英語での応答に慣れてきますし，講師は毎回同じなので受講生のレベルも把握してもらえます。少人数で充実した授業が受けられ，受講料も1回2000円とリーズナブルで，これから英会話を始めようという方にとって，とてもよいきっかけになる講座であることは間違いありません。また，時間があるときには，法律用語を学んだり，アメリカで話題になっているニュースについて考えたりもしますので，多少英語に慣れているという方でも満足できる講座だと思います。

研修の様子

英会話はできればいいけど弁護士業務には必要ないし…という声もあると思います。しかし，日本国内では人口が減少して国内市場が頭打ちとなり，中小企業であっても海外進出を目指す状況にありますし，海外から日本を訪れる方は増え，一般民事における法的なトラブルが国際化していくことも考えられます。英語による簡単な意思疎通ができることは，今後業務を行う上でもプラスになるのではないでしょうか。

5年後，10年後を見据えて，是非，この講座をきっかけに英会話を学んでいきましょう！

弁護士のための英会話講座

講座の内容

日　時：毎週木曜日・金曜日（祝日を除く。）
午前11時30分から12時50分まで
場　所：弁護士会館5階会議室
講　師：英語のネイティブスピーカー
内　容：軽食（サンドイッチ）をとりながら講師が用意するテーマを中心にフリーディスカッションの形式で行います。
対　象：当会会員。各回あたり10名程度まで
受講料：1回2,000円
レベル：初級（スピーキング能力は不問です。）
その他：電子辞書や録音機等の持ち込み可。

お申し込み・お問い合わせ先
業務課　TEL.03-3581-3332

「弁護士お試し制度」
登録弁護士名簿にご登録ください！！

※ 正式名称は「弁護士トライアル制度」で，「弁護士お試し制度」は通称です。

東京弁護士会 弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行　山本 昌平（50 期）
副本部長　堂野 達之（52 期）

1 弁護士お試し制度とは

弁護士の活用を考えている企業・地方公共団体等（以下「企業等」といいます）向けに，弁護士が業務受託により非常勤で事業所に赴く等して法的サービスを提供し，企業等に弁護士の利用を一定期間経験してもらい，弁護士の有用性や意義を理解してもらう制度（非常勤業務受託弁護士制度）です。

2 登録するメリット

弁護士お試し制度は，様々なニーズに合わせて，次のように活用することができます。

- 独立した弁護士としての業務を続けながら，企業等の社内で定期的に職務を行って身近な存在として法的なサポートをすることができます。
- 社内で身近に法的なサポートをする経験を積むことによって，企業等の実情に通じた弁護士としての能力やスキルを向上させることができます。
- 育児等の理由によりフルタイムでの弁護士業務を続けるのが難しい会員にとっては，非常勤での法的サービスを提供することができます。

3 登録条件

① 原則として弁護士登録後，1年以上経過した会員。
（※ 新規登録弁護士研修規則により，一般法律相談研修の履修義務を免除された会員は弁護士登録後1年未満でも登録可能です。）
（※ 名簿の登載可否の判断にあたっては「各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則」に準じるものとします。）
② 弁護士賠償責任保険に加入すること

4 業務委託契約締結までのプロセス

弁護士お試し制度を希望される会員には，登録弁護士名簿に登録してもらいます。

弁護士お試し制度の利用を検討している企業等が名簿を閲覧し，関心のある登録弁護士に個別に直接連絡をして面談のアポイントを取ります。

企業等と登録弁護士との間で条件等について個別に協議して，合意に至れば業務委託契約を締結することになります（面談を実施したとき，契約を締結したときや契約が終了したときは，登録弁護士は直ちにリーガルサービスセンター宛に報告するものとします）。

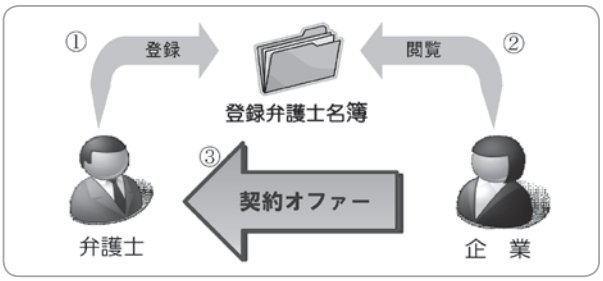

5 登録方法

① 下記アドレスから名簿登録フォーム（エクセルファイル）をダウンロードしてください（下記の会員ページからもダウンロードできます）。
コメント付きの記入例も添付してありますので，是非ご活用ください。
【http://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/otameshi/entrysheet.xlsx】
② 入力後のエクセルデータを，【otameshi@toben.or.jp】までメール添付でお送りください。所定のチェックを経て，登録弁護士名簿に登録されます。
③ 企業等が登録弁護士名簿を閲覧し，関心のある登録弁護士宛に連絡することで，個別の協議がスタートします。

6 注意事項

本会はあくまで企業等向けに情報を提供するのみで

あること，企業等と登録弁護士との間の連絡や協議は当事者間で直接行っていただき，本会は一切関与しないこと，本会は紹介や仲介，あっせんを行うものでないことにご留意ください。

なお，本制度は，企業等と登録弁護士との協議の結果，登録弁護士が常勤の組織内弁護士として採用されることを排除していません。前述の登録フォームに常勤も可である旨を記載していただいても構いません。ただし，本会は紹介やあっせんを行うものではなく，あくまで当事者間の直接の協議によって契約を締結していただくものであることにご留意ください。

登録弁護士は，業務委託契約締結のための協議の過程で知り得た情報を漏洩すると守秘義務違反に問われる可能性もありますので，情報の取り扱いには十分に注意してください。

登録弁護士は，企業等と業務委託契約を締結するにあたっては，弁護士職務基本規程第27条，第28条等関係法規に違反しないように十分に注意をしてください。

7 ご質問，お問い合わせ

① 本制度の詳細は，東弁ウェブサイトの会員向け・企業等向けの各ページをご参照ください。

会員向け：https://www.toben.or.jp/members/iinkai/houritsuservice/otameshi/index.html

企業向け：http://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/otameshi/index.html

② 名簿登録フォームの記入の仕方，制度の詳細等についてのご質問がありましたら，リーガルサービスセンターまでご連絡ください。

東京弁護士会 リーガルサービスセンター
ＴＥＬ：03-3581-2263
E-mail：otameshi@toben.or.jp
（本制度専用）

※LIBRA2015年2月号掲載の記事から内容を一部変更していますので，ご注意ください。

『専門委員制度アンケート結果報告書』を公表

―医療関係訴訟における専門委員制度運用の現状と，代理人となる弁護士が注意すべき点について―

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会 専門委員制度検討小委員会委員長
第一東京弁護士会会員　弓仲 忠昭（31 期）

1　はじめに　『専門委員制度アンケート結果報告書』について

(1)　当協議会では，過去2回の検証・報告に引き続き，第3次アンケートを実施し，専門委員関与事件14件（2010年4月以降に専門委員が選任され事件が終了した東京地方裁判所13件，千葉地方裁判所1件）につき，原被告双方の代理人からの回答を得たうえで，第2次アンケート分も含めて，現状での専門委員制度の運用実態と，担当弁護士の受け止め方を分析した（『専門委員制度アンケート結果報告書』〔2015年6月〕，東京弁護士会ウェブサイト（http://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryou/info/）参照）。

(2)　本稿においては，医療関係訴訟における専門委員制度運用の現状をご承知いただきたく，専門委員制度について，代理人となる弁護士が注意すべき点につき報告する。

（注：以下，本文中の下線は強調のため筆者が付したものである。）

2　専門委員制度

(1)　専門委員制度は，2003年7月の民事訴訟法の一部改正により2004年4月から導入された。目的は，専門訴訟の適切かつ迅速な審理のため，専門的知見の幅広い活用という観点から，専門委員に関与させ，裁判官の知見を補うというものである。

(2)　専門委員の専門的知識を活用することで真に充実した争点整理が行われ，事案の解明及び適切な紛争解決に資することができるとして期待された制度ではあるが，鑑定とは異なり説明による知見の補充を目的とするものであるから，意見や鑑定的説明を求めてはならないというのが制度発足当時の前提であった。また，専門委員の説明は証拠とはならないことについても制度目的から明らかであった。

3　東京地方裁判所医療集中部における専門委員制度の試行的運用

(1)　専門委員は説明をするだけで意見は述べないことが制度の前提になっているものの，説明と意見の区別はあいまいで，説明のつもりが意見に及ぶことはありうることであり，それが事実上裁判所の心証に影響し，事実認定の材料になるのではないかという危惧があった。他方，実務的な活用の観点からは，専門委員が専門的見地から争点について意見を述べ，その結果を訴訟の実態に反映させなければ本制度は意味がなくなるから，簡易鑑定になるのは不可避であり，むしろ，専門委員の意見に対する当事者の反論の機会を手続的にどのように確保するかが問題であるという見解もあった。

(2)　東京地方裁判所医療集中部，医療機関（都内所在の13大学病院）及び東京三弁護士会との協議会での申し合わせに基づき，東京地方裁判所医療集中部では2006年夏から専門委員の簡易鑑定的利用を可能にする試行的運用が開始された。すなわち，「裁判所が相当と認め，かつ当事者双方が同意する場合には，専門委員に対して，一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行う」が，留意点として「(1) 専門委員制度が，本来，専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし，この運用は，当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。(2) 専門委員は，求められた事項についてのみ意見を述べ，原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べる…。(3) 当該意見が証拠にならないことを踏まえ専門委員が意見を述べた事項についても，当事者に立証の機会を十分に確保する。」という条件下に簡易鑑定的利用の試行的運用が始められた。

4　専門委員制度の簡易鑑定的利用，説明の証拠化を認める見解の台頭

(1)　しかし，試行的運用は謙抑的で，裁判所にとって使いにくかったためか，東京地裁の医療集中部では専門委員制度の利用は必ずしも活発ではなかった。その後，医療訴訟に関与した裁判官を中心に，簡易鑑定的利用に肯定的な見解（加藤良夫編著「実務医事法講義」247頁等（民事法研究会））或いは説明内容を証拠に出来るとする見解等（福田剛久外編「最新裁判実務体系・医療訴訟」173～175頁等（青林書院））が出されるようになった。

(2)　さらに専門委員制度活用の声を受けてか，最高裁判所作成の専門委員参考資料（2014年2月改訂版34頁）では，「専門委員は鑑定人と異なることから，事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について，専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」としながらも，「評価的な『説明』と『意見』との区別は微妙であり，どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題」とも述べ，「例外的に，当事者双方が専門委員が意見を述べることについて同意している場合には，意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」と，双方の同意があれば意見を述べることが出来るという見解をとった。

(3)　また，証拠化についても，専門委員は，裁判所のアドバイザー的な立場から，審理の参考となる説明を行うものであり，その説明内容は証拠にならない（専門委員参考資料・2014年改訂版・34頁）と従来の解説を繰り返し，証拠にならないのが原則であると明記はしているが，「当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には，手続保障を放棄していると見て，証拠にすることが出来る」（専門委員参考資料・2014年改訂版35頁）として，証拠化への道を開いている。

5　専門委員制度について代理人弁護士として注意すべき点

(1)　このような，専門委員制度の理解に対する運用や見解の変化を踏まえ，代理人となる弁護士としても十分注意すべきである。アンケートの結果を見ると，事前の説明がなかったり，同意の結果について理解していなかったと受け取れる事例もあり，専門委員の関与については，少なくとも以下の点に注意して同意する必要がある。その場合，手続的保障があるかどうかは重要なポイントとなる。

(2)　専門委員の選任等について同意する場合，上述のとおり，専門委員の意見が証拠とされる危険性があることに留意し，少なくとも以下の①～⑦は検討すべきである。

なお，不明な点は端的に裁判官に質問してみるのもよい。また，同意について留保をつけた場合には，その内容を調書に記載してもらうべきである。

①専門委員の関与が適切な事案かどうか，②専門委員選任の目的，③専門委員の関与の程度（意見にわたることもあるのか），④候補者の人選が適切か（公平性・中立性，専門性，臨床経験等），⑤記録化の方法（調書化，専門委員の説明文書提出，録音・反訳，その他。※後日の反証に堪えうるものが必要），⑥証拠採用の方針の有無（専門委員の説明や意見を書証として提出することの可否，弁論の全趣旨として裁判所の判断に影響する可能性等），⑦反証等の手続的保障の有無（反証の機会の有無，簡易鑑定的利用後の正式鑑定の採用可能性）。

(3)　医療関係訴訟を担当される各代理人におかれては，医療関係訴訟における専門委員制度運用の上記現状をご理解のうえ対応していただくことを願い，本稿を結ぶ。

今，憲法問題を語る―憲法問題対策センター活動報告―

第50回 シンポジウム「今，あらためて「個人の尊重」(憲法13条)を考える ～「国益」や「国の名誉」の名のもとに何が起こっているか」報告

憲法問題対策センター副委員長　小川 貴裕（63期）

2015年5月30日，当会主催，日本弁護士連合会，第一東京弁護士会および第二東京弁護士会共催（順不同）で上記シンポジウムが行われた。

憲法の危機的な状況は繰り返すまでもないが，本シンポは，その背景にある政府と社会の変化に着目した盛り沢山のテーマを掲げて行われた。

シンポは，村越進日弁連会長の，憲法13条こそが基本的人権保障の礎であるとの挨拶で始まった。

第1部は，青井未帆教授による集団的自衛権立法化と秘密保護法施行問題についての講演である。憲法9条の意義とこれに反して自衛隊と米軍の一体化を目指す新安保法制の要点を解説された。そして，憲法を家庭のルールに例え，新安保法制が，憲法の軍事力不保持・不行使の原則を無効化すると平易に説明された。また，このような無理な法案が出された背景には，内閣法制局長官人事への介入も含め，政治と法の力関係の変化がある。秘密保護法制は，国会よりも外国機関への情報提供を優先しており，その目的は，新安保法制と同じ米軍との一体化としか言えない。現政府は政府を信じて任せてくれと言っているが，それを許さず権力の濫用と暴走を防ぐのが近代立憲主義であると指摘された。

第2部は，社会の変化についてのパネルディスカッションである。まず，師岡康子弁護士（当会）から，在日コリアンに対する差別は徐々に克服されてきたが，2004年以降嫌韓本の出版が激増し，再びヘイトスピーチ等の形で迫害が始まったことの報告がされた。それら特定団体の活動に一般社会の反発が薄く，条約や国際機関の勧告にもかかわらず政府は何ら実態調査も行わず放置していると怒りと共に批判された。

次に，ノンフィクション作家の田中伸尚氏が他者を排除する言葉の問題を論じられた。「非国民」は坪内逍遥や内村鑑三批判で登場し，戦前は市民が市民を排除する言葉として用いられ続けた。戦後，この言葉は1970年代に復活し，90年代半ば以降さらに敵対・排除色を強めた「反日」という言葉に変化した。差別の前にアイデンティティを問い直す崔真碩（チェ・ジンソク）氏の痛切なエッセイを紹介され，レイシズムと差別の根は深いが，歴史から学び，他者と交流し共感する社会を構築しなければ，排除の刃は自身に向かってくると警鐘を鳴らされた。

最後に，ジャーナリストの青木理氏が，国益とジャーナリズムの関係を述べられた。真実の報道は短期的に国益を害することもあるが，長期的には社会と国の利益となる。誤報の批判は当然だが，慰安婦問題以外にもイラク大量破壊兵器など誤報は多いのに，それらには自己批判もいわゆる「電凸」*批判もなく，健全なジャーナリズムのための適切な批判がされていないと嘆かれた。

質疑では，田中氏のネット時代の匿名レイシズムの氾濫の危惧に，青木氏はウンベルト・エーコの言葉を引き，レイシズムは人類共通の病だがその進行を阻むのが知識人の役目とされた。師岡氏からは法律家として差別やヘイトに対して国の役目を追及する決意が述べられ，青井教授が差別や不幸のない平和を目指すのが本来の「積極的平和主義」だと締めくくった。

最後に伊藤茂昭当会会長が，関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に対する公権力の関与を示した日弁連調査報告書（2003年8月）を紹介し，憲法を支えるのは市民一人一人であると，シンポを終えた。

以上，内容多彩でこの紙幅で伝えきれないが，政治が憲法と立憲主義を軽視するのにとどまらず，この社会全体が岐路に立っていることの危機感を新たにしたシンポであった。

＊「電話突撃（取材）」を略したネットスラング。報道機関でない一般市民が，報道機関や一般企業等の組織に対し，電話でその組織の見解に対する質問を行うこと。質問と苦情との区別がつきにくい場合もあり，特にネット掲示板等で多数の一般市民が電凸を行うように煽られた場合，対象組織の担当者の業務に支障をきたし，サポート窓口等の対応能力がパンクすることもある。

平成27年6月12日開催

東京地方裁判所委員会「裁判員制度に関する広報の取組み」報告

東京地方裁判所委員会委員・会員　柴垣 明彦（44期）

去る6月12日に開催された第35回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回より，貝阿彌誠所長が新委員長に選任されました。今回の中心テーマは「裁判員制度に関する広報の取組み」です。

◆企業法務部門と裁判所の比較を通じて

まず，市民委員から「企業法務部門と裁判所の比較を通じて」と題して，**書面の提出や連絡などはＥメールなどで行えないか**，執行手続などで判決書正本等の提出を裁判所間での事件情報の共有により，**書面を不要とするなどの簡便化**はできないか，利用者の利便性の向上として，**裁判期日の開始時間の分散化**などの問題提起がありました。

裁判所側からは，プライバシー保護や外部流出の際のダメージの大きさなどから現時点では難しい，書面の不要化は訴訟法の建て付けとも絡み今後の課題であるが，期日指定については各裁判官の工夫によって対応可能であるなどと回答がありました。

◆裁判員制度に関する広報の取組みについて

(1)　所長代行（刑事）から，次のような概要の説明がありました。裁判員経験者からは9割以上の方が裁判員制度は有意義であったと述べられるのに対し，呼出状に応じる割合は現在は20％台にとどまっている。その乖離を埋める広報の必要性を感じている。その一つとして，東京地裁では，経験者の知人などを集め，そこで裁判官が出前講義を行い，かつ，経験者とともに質疑応答をするということを昨年秋から始めている。

(2)　続いて，昨年実際にこの出前講義を行った刑事部の裁判官が，そのときの講義を再現する形で具体的に発表しました。内容は，裁判員制度のＤＶＤを利用して，〈呼出しから選任〉〈審理と評議〉〈その後〉という時系列に沿って手続の説明をすると同時に，裁判員経験者にそれぞれの段階での様子や感想を聞くというものでした。

◆主な意見と裁判所の見解

次のような意見が出ました。

- 出前講義の取組みは非常に意味があると思われるので，是非続けてほしい。
- 報道機関としては，裁判記事と裁判員の審理の公平性確保に関心がある。
- 裁判員制度の広報は大人だけではく，将来の対象者である子どもたちに向けて，「法教育」という視点から取り組む必要があるのではないか。そのために，文科省や教育委員会などとの連携も検討してほしい。
- 裁判員経験者は裁判員制度の意義を理解して「良かった」という感想に繋がっていると思われる。これが社会に還元されていないことが問題で，何が良かったのかの中身をもっと強調して社会と共有し，還元していくべきだ。
- 「守秘義務」が必要以上に拡大解釈されているのではないか。口コミによる社会への浸透が大事で，「守秘義務」に関する説明をもっと行う必要があるのではないか。
- 裁判員裁判の判決に対して上訴されて破棄されたりして，徒労感があるのではないか。

これらの意見に対して，裁判所からも，特に「守秘義務」については実際の裁判員に対しては十分説明するようにしており，社会一般の理解を深めていく必要があるなどの見解が示されました。

◆今後の地裁委員会

次回は，平成27年10月22日午後3時から。中心テーマは「知的財産訴訟に関する民事事件の状況」で，市民委員からの発表は「消費者法と司法」です。

地方裁判所委員会，家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら，下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先：司法調査課　TEL.03-3581-2207

近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第32回 最判平成27年2月26日（L館事件）

〔労働判例1109号5頁〕

労働法制特別委員会委員 宋 昌錫（65期）

1 事案の概要

本件は，セクハラ発言を繰り返した管理職に対する懲戒処分，降格処分の相当性が争点となった事件である。

(1) Y社は水族館を経営する大阪市の第三セクターで，X1は営業部サービスチームのマネージャー（責任者），X2は課長代理である。

(2) Y社は，就業規則で，「会社の秩序又は職場規律を乱すこと」を懲戒処分事由と定め，平成22年11月1日以降，「セクハラ禁止文書」を従業員に配布し，職場にも掲示していた。同文書には，①他人に不快感を与える性的な言動，②性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ，能力発揮を阻害する行為等が禁止行為として列挙されていた。Y社では，出勤停止は懲戒解雇に次ぐ重い懲戒処分であった。

Y社の資格等級制度規程では，懲戒処分が下された従業員は，自動的に，役員等で構成される審査会が開かれ，そこで降格相当と判断されると，社長が降格処分を下すことになっていた。

(3) X1は女性派遣社員A（30歳代）に対し，「俺のん，でかくて太いらしいねん。やっぱり若い子はその方がいいんかなあ」等と，また，X2はAや女性派遣（請負）社員B（20歳代）に対し，「もうそんな歳になったん。結婚もせんでこんなところで何してんの。親泣くで」等といった発言を1年余り繰り返した。

(4) Y社は，①派遣会社からの申告によりXらのセクハラ発言を知り，X1については30日間，X2については10日間の出勤停止懲戒処分を下すとともに（X1は65万円強，X2は42万円強の賃金，賞与の減額），②両名に対し，資格等級制度規程による降格処分（1等級ダウン）を下し，かつ，管理職を解任し管理職手当を減額した（X1は月額9万円強，X2は同6万円強の各賃金減額）。

原審（大阪高判平成26年3月28日労判1099号33頁）は，各処分を有効とした1審判決（大阪地判平成25年9月6日労判1099号59頁）を破棄し，出勤停止処分は重きに失した懲戒処分の濫用，降格処分も無効と判断したことから，Y社が上告。

2 裁判所の判断

（注：項分けは筆者が付した。）

最高裁は，以下の理由から1審判決を正当とし，原審判決を破棄した。

(1) X1は，Aが一人で勤務している際に，「極めて露骨で卑猥な発言」等を繰り返し，X2は，A，Bに対し，年齢や未婚であることを「やゆ」し，「著しく侮辱的ないし下品な言辞で同人らを侮辱し又は困惑させる発言」を繰り返した。「同一部署内において勤務していたA，Bに対し，Xらが職場において1年余にわたり繰り返した上記の発言等の内容は，いずれも女性従業員に対して強い不快感や嫌悪感ないし屈辱感等を与えるもので，職場における女性従業員に対する言動として極めて不適切なものであって，その執務環境を著しく害するものであったというべきであり，当該従業員らの就業意欲の低下や能力発揮の阻害を招来するものといえる」。

(2) Y社では，研修やセクハラ禁止文書の周知徹底等，セクハラ防止のための種々の取組を行っていた。「Xらは，Y社の管理職として上記のようなY社の方針や取組を十分に理解し，セクハラ防止のために部下職員を指導すべき立場にあったにもかかわらず……セクハラ行為等を繰り返したものであって，その職責や立場に照らしても著しく不適切なもの」であった。

(3) AがY社を辞職したこと等，Xらのセクハラ行為等が「Y社の企業秩序や職場規律に及ぼした有害な影響は看過し難い」。

(4)「職場におけるセクハラ行為については，被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感等を抱きながらも，職場の人間関係の悪化等を懸念して，加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちょしたりすることが少なくないと考えられることや，上記(1)のような本件各行為の内容等に照らせば」，Xらが従業員Aから明白な拒否の態度を示されておらず，許されていると誤信していたという事情は，Xらに有利に斟酌できない。

(5) Xらの1年余にわたる反復継続的な行為，管理職としての職責，及び，「本件各行為の多くが第三者のいない状況で行われており」Y社がABの被害申告の前に事態を具体的に認識して警告等を行い得る機会がなかったことに照らせば，Xらがセクハラに対するY社の具体的懲戒方針を認識する機会がなく，事前にY社から警告や注意等を受けていないとしても，Xらに有利に斟酌し得る事情があるとはいえない。

(6)「以上によれば，Xらが過去に懲戒処分を受けたことがなく，Xらが受けた各出勤停止処分がその結果として相応の給与上の不利益を伴うものであったことなどを考慮したとしても」，本件懲戒処分が重きに失し，社会通念上相当性を欠くとはいえない。

(7) Xらは「懲戒処分を受けたとき」との降格事由に該当するところ，当該降格処分の根拠規定には「職場規律等を維持するための降格」として合理性がある。また，Xらの行為内容，及び，Xらが懲戒解雇に次ぐ重い処分を受けていることからすれば，「Y社がXらをそれぞれ1等級降格したことが社会通念上著しく相当性を欠くものということはできず，このことは，上記各降格がその結果としてXらの管理職である課長代理としての地位が失われて相応の給与上の不利益を伴うものであったことなどを考慮したとしても，左右されるものではない」。各降格は人事権の濫用にはあたらず有効である。

3 本判決の検討

(1) 懲戒処分について

本判決は，管理職の労働者が，セクハラ防止の取組が十分な会社内において，極めて悪質なセクハラ発言を1年余にわたって反復継続して行った場合には，たとえ当該労働者に被処分歴が無く，懲戒によって相応の給与上の不利益があるとしても，出勤停止の懲戒処分が有効となる余地があると述べた事例判決である(労契法15条の「社会的相当性」に関する判断)。

最高裁が，①身体的接触の無いセクハラ事案において，比較的重い懲戒処分を有効とした点，及び，②原審判決が重視した‘セクハラ被害者の態度・受容性に対する加害者側の誤信’(上記判旨(4))を，加害者側に有利な事情として斟酌「しない」とした点は，実務に与える影響が大きいと考える。また，③X1とX2のセクハラ発言は内容・性質に差異がある点，④立場の弱い派遣社員にセクハラ発言が加えられている点にも留意すべきである。

なお，使用者が職場内のセクハラ防止のために講ずべき措置については，男女雇用機会均等法11条及び関連指針が定めている。

(2) 降格処分について

本判決は，資格等級と職位を引き下げる降格処分について，処分有効の判断を示した事例判決である。Y社特有の資格等級制度におけるものとはいえ，最高裁が，①降格事由に該当するか，②降格根拠規定に合理性があるか，③当該処分が「社会通念上著しく相当性を欠」き人事権の濫用と言えるか，の3点を検討して具体的判断を示したことは，今後の下級審においておおいに参照されると思われる。

刑弁でGO! 第62回

体験談

無罪判決事例報告
―被害者証言の信用性が否定された事例―

刑事弁護委員会委員　贄田 健二郎（61期）

1　事案の概要

本件は，男女間の交際関係のもつれに端を発する事件である。

依頼者Aによると，Aは，当時の交際相手（以下「彼女」という）と口論中に彼女を一度殴ってしまい，彼女から別れ話をされた。それでもAは彼女との交際継続を望み，Aの運転する車に乗せて二人きりで話をしたところ，彼女は翻意し，交際を続けることになった。そこで二人はホテルに移動した。Aはその場で誠実に交際を続ける意思を示そうと考え，ホテル室内で2通の書面を作成することを提案した。1通はそれぞれが浮気を疑われるようなことはしないと誓約しあう念書，もう1通は金銭消費貸借契約書で，それ以前に二人は同棲準備を開始し，Aが彼女に費用を貸していたことから，その金額などを明確にする趣旨であった。もっとも彼女はそれを拒否した。そこでAはその日に彼女にサインをもらうことは諦め，二人は交際継続の記念としてアダルトグッズ（両名は普段からアダルトグッズを使用していた）を用いたわいせつ行為を楽しんだ。数週間後，両名は同棲を開始したが間もなく交際は破たんした。

間もなくAは逮捕・起訴された。公訴事実は，Aが，車内で復縁を承諾しない彼女を脅迫し，ホテル室内で上述の念書及び金銭消費貸借契約書に署名等を要求したが彼女が拒絶したという強要未遂事件と，引き続き畏怖している彼女をアダルトグッズで弄ぶなどしたという強制わいせつ事件からなる。Aと彼女の主張が真っ向から食い違う事案であり，Aは一貫して無罪を主張した。第一審東京地裁立川支部では残念ながら有罪となったが，控訴審の東京高裁で逆転無罪判決が言い渡された。

なお，弁護人は，私と佐野綾子弁護士（第二東京弁護士会）である。

2　第一審での活動

(1)　証拠収集

本件では，「事件」後もAと彼女は交際を続け同棲までしているということがポイントであり，「事件」後の両者の関係を裏付ける証拠を獲得することが重要になると考えた。

当初，弁護人は本件を公判前整理手続に付するよう請求したが，整理手続には付されなかった。もっとも，任意開示の請求を通じて，検察官から必要な証拠を引き出すことができた。

開示された証拠により，二人の当日の行動が詳細になると同時に，捜査機関が供述録取書にまとめていないAに有利な間接事実も明らかとなった。

また，弁護人独自に関係者の事情聴取や現地調査を行うことで，「事件」後の両者の様子を聞き取ったり，仲良く食事に行った際の領収書なども入手することができた。

(2)　証拠の精査

収集した証拠を，弁護人自身が精査することに加えて，本件では本人に記録を差し入れて検討してもらったことが成果につながったと思う。例えば，メールのやりとりについて本人に背景事情を説明してもらうことで，些細な言葉の意味が浮き彫りになったこともあった。携帯電話の中には，同棲中に二人で作った料理の写真も残っていたが，弁護人のみで漫然と検討していたら見逃していたかもしれない。

彼女の反対尋問においては，彼女が否定しがたい範囲でそれらの写真やメールの説明をさせることで，Aに有利な背景事情を顕在化することができた。また，被告人質問でも，「事件」後の良好な関係を証拠の裏付けをもって説明することができた。

3　第一審判決の問題点

最大限の防御をはかったと自負して臨んだ判決言渡しであったが，原判決は有罪（懲役3年，執行猶予5年）であった。とりわけ，第一審判決には，彼女の感情を独自に解釈した点に重大な誤りがあった。第一審判決は，彼女は「事件」後もAのことをさほど恐れていたとは思われないとしつつも，「恐怖を感じつつもなお被告人に対する愛情を捨てきれずに交際を続け，ついには耐えきれなくなって別れを決断し，本件被害について申告をするに至ったとしても，あながち不自然ではない」などと独自の解釈を加えた。このような第一審判決の解釈は，彼女の証言とも矛盾する上に，その解釈自体が非合理的であった。

原審裁判官は，当初より結論を決め，その結論を導くためだけに証拠の解釈をはかったとしかいいようがない。当然，Aは控訴した。

4　控訴審での活動

⑴　控訴趣意書

本件では，原審においてできる限りの弁護活動を尽くしていた。無罪となるべき主張・証拠はすでに揃っている。本件の重大な問題は，原審がその主張・証拠の評価を完全に誤っていることにある。

控訴趣意書では，上述のような原判決の独自の認定がいかに不合理で，裁判所の勝手な解釈に過ぎないことを強調して主張した。

⑵　控訴審公判

弁護人の控訴趣意書に対し，検察官は答弁書を提出した。これに対し弁護人が控訴趣意補充書によって反論し，第1回公判を迎えた。この間，弁護人は事実取調として被告人質問を請求していた。しかしながら事実取調請求は却下され即日結審された。控訴棄却が言い渡されるのと同じパターンである。充実した控訴趣意書を提出できたとは考えてはいたものの，さすがに不安の残る公判であった。

5　控訴審判決

判決当日。Aも弁護人も，緊張の面持ちで当事者席に座っていた。「原判決を破棄する。被告人は無罪。」主文が読み上げられた瞬間，喜びが湧き上がるとともに，正しい判断がされたことに安堵した。Aは，判決が読み上げられてすぐには何が起きたかわからなかったが，弁護人の喜ぶ顔を見て自分の無実が証明されたことを理解し，胸をなで下ろしたらしい。

控訴審判決は，全証拠をバランスよく検討し，客観的証拠から認定できるAに有利な事情を適切に評価していた。問題の第一審判決独自の解釈については，「被害者が，原判示の被害を受けたにもかかわらず，その直後から依頼者との交際を継続，発展させようとしていたことにつき，被害者が依頼者に深い愛情を抱いていたというだけで，納得のいく説明がなされていないから，原判決の被害者供述の信用性に関する判断は，論理則，経験則等に照らして合理性を欠いたものというべきである」と判示された。

6　まとめ

この事件を通して，弁護人もさまざまなことを学ぶことができた。弁護人自身で動いて事情聴取や現地調査をすることや，本人に記録を検討してもらうことの重要性も改めて感じた。唯一，第一審で無罪にならなかったことが心残りであるが，控訴審での事実調べのない原判決破棄は，第一審終結までの弁護活動に間違いがなかった証であると思いたい。

性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を

第10回　女性会員室について

男女共同参画推進本部事務局次長　中川 明子（50 期）

1　みなさんは弁護士会館4階に女性会員室があるのをご存じでしょうか。45 ㎡ほどの部屋が2つに分かれており，入ってすぐの手前のスペースに丸テーブルやテレビ，ソファ等，奥のスペースにソファやマッサージチェア等が置かれており，女性会員の方が忙しい業務の合間に休憩したり，横になって体を休める等のためにご利用いただけます。

男女共同参画推進本部が発足した平成22年以降，女性会員の皆様から女性会員室について様々なご意見をいただき，それをもとに当本部が提案し，少しずつではありますが改善されてきています。

当初は，飲食禁止でしたが，数年前から飲食可となりました。また，より寛いでいただけるように，丸テーブルやソファの配置を変える等の変更を行っています。

2　昨年，弁護士会館4階会員室スペース全体の改修という話が持ち上がった際，当本部では，女性会員室が多くの女性会員によって有効活用されるよう，女性会員室を拡張したうえ，仮眠スペース，更衣室・授乳室等プライバシーが守られるスペース，執務スペースの各スペースを設け，必要な各種備品を備えることが必要であるという趣旨の意見書を提出しました。

これについて，今年3月の常議員会で議論された結果，ただちには実現しませんでしたが，今後，女性会員室含め什器備品設置の必要性をできるだけ検討していきたい，と当時の担当副会長が回答されました。

これを受けて，本年度中に次のような備品等をできる限り設置する方向で順次検討していきます（ただし，諸事情により変更される可能性や今年度中には実現困難な場合があります）。

＜奥のスペース＞

- 既存のソファ2台・マッサージチェア1台の周囲にパーテーションを配置し，プライバシーに配慮するとともに，授乳にも使えるようにする。
- 冷凍冷蔵庫の設置

＜手前のスペース＞

- 机・椅子各1台を設置
- パソコン・プリンター各1台を設置
- 空気清浄機の設置
- ロッカーの設置

＜その他＞

- カード式のセキュリティシステムを導入

3　女性会員室にパソコン・プリンターを設置してほしいという意見はかねてから多くありましたが，一方で静かに休みたいという声もあり，これまで実現しませんでした。このたびようやく実現することになりそうですが，他の利用者の方の迷惑にならないよう配慮をお願いしたいと思います。

また，現在も授乳室として利用していただけますので，乳幼児と一緒に弁護士会に来られる際には是非お立ち寄りください。

なお，弁護士会館14階には，看護師の常駐する医務室があります。主に職員の健康管理のための施設ですが，会館内で体調が悪くなった場合等には，会員の方も利用可能ですので，併せてご利用いただければと思います（利用時間：平日9時30分～17時）。

4　女性会員室についてご意見がありましたら，女性会員室内にノートを設置していますので，そちらにご記入お願いします。

また，女性会員のメーリングリストもありますので，まだ登録されていない女性会員の方はご登録をお願いします（問合せ先：人権課 03-3581-2205）。

5　なお，当本部では，現在，弁護士会館等における会員向けの一時保育施設の設置を検討するためのアンケートを行っています。多くの方にご回答いただきますようお願い致します。詳細は，東京弁護士会HP会員サイトをご覧ください（https://www.toben.or.jp/members/form/hoiku_enquete.html）。

第58回
氷見事件国家賠償弁護団で活躍する若手弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員　武田 浩一（66期）

新進会員活動委員会では，各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は，2015年3月9日，警察の捜査が違法であった旨認定し，約1966万円の賠償を富山県に命じる旨の判決を勝ち取った氷見事件国家賠償弁護団で活躍されている北島正悟弁護士（65期，金沢弁護士会）にお話を伺いました。

――まず，氷見事件国家賠償弁護団（以下「弁護団」という）に入った時期，経緯を教えてください。

登録直後の2013年1月に弁護団に加入しました。私は金沢修習だったのですが，修習先の個別修習担当弁護士が弁護団の団長であったことから，弁護修習の一環として弁護団の活動に参加するうちに，登録したら自分も弁護団に加入したいと考え，弁護団に加入しました。

――弁護団の人数，期の構成を教えてください。

弁護団には，全国から150人程度の弁護士が加入しており，実働は10人前後です。実働弁護士の特徴としては，金沢の事務所と東京の公設事務所系の弁護士が多く加入していることが挙げられます。

期の構成としては，団長を含めた30期代2人，50期代2人，60期代6人となっています。

また，弁護団の特徴として，原告の支援者の方々が積極的に活動に参加してくれていることが挙げられます。支援者の方々が，個人で情報公開請求を富山県相手に行い，それまで公開されていなかった証拠を獲得することができたことがありました。

――これまで弁護団で行ってきた活動内容を教えてください。

加入した時期が，これから証人尋問を行うという時期だったので，まず証人尋問の準備をしました。証人が10人程度いたので，尋問前は，毎月のように東京に行き，尋問会議を行っていました。尋問会議には，弁護士や原告のみならず，支援者の方々も毎回10人程度参加していました。会議は，誰でも自由に議論できる雰囲気で弁護士のみならず，支援者であっても「このような事項を尋問するのはどうか」などと積極的に発言し，かなり熱い議論を行っていました。原告も弁護士から質問を受けて，意見を出したこともありました。会議で意見が激しく衝突したこともありましたが，参加者全員が，冤罪を解明して原告を助けようという気持ちが根幹にあったことから，会議後の飲み会では衝突を忘れて盛り上がっていました。

私は，原告の取調べを行った警察官が所属していた警察署の署長の反対尋問を担当しました。尋問の時には，単に「はい」とだけ答えを引き出せばよかったのですが，実際に質問をすると「はい」の答えのすぐ後に言い訳のようなことを証言し始めるので，いかに言い訳をさせず，「はい」という結論だけを引き出すような質問をするか，という点で苦労しました。また，被害者の供述をもとに似顔絵が作成され，その似顔絵が原告の逮捕の一因となっていたのですが，この似顔絵を描いた警察官の尋問も準備しました。この時は，事前に証拠として開示されていた書面に黒塗りが多く，黒塗り部分を想像しながら質問しなければならなかった点で苦労しました。

――弁護団に入って苦労したことはありますか。

私は，当事者双方の主張が終わり，これから尋問という時期に加入しました。弁護修習で弁護団の活動に携わっていたとはいえ，いざ全ての書面に目を通すとなると，原告だけで第26準備書面まであり苦労しました。

また，当時は現在と異なり北陸新幹線が開通していなかったので，弁護団会議の際の東京までの移動に手間がかかり，大変でした。

――弁護団に入って良かった点はありますか。

普段は一緒に仕事をすることができないような期が上の方や東京の弁護士と仕事ができたことが非常に良い経験になり

金沢弁護士会会員
北島 正悟 弁護士（65 期）

ました。また，たとえ期が同じであっても，優秀な弁護士がおり，自分も負けてられないと非常に刺激になりました。

―― これから弁護団に加入しようと考えている人に何を求めますか。

今起きている問題に対しておかしい，なんとかしなければならないと思える感覚を持った人に参加して欲しいと思います。

私は，原告の話を直接聞いて，「この人の力になりたい」と思いました。これから参加する人にも「私がなんとかしてこの人を助けるんだ。戦力になるんだ」という強い気概を持って弁護団に参加して欲しいと思います。

―― これまでの活動で嬉しかった瞬間はありますか。

判決後の打ち上げの際，原告が私に握手を求めて来てくれた時に，自分が原告の役に立てたのだということを実感でき，嬉しかったです。また，口頭弁論の様子がテレビで報道されたため，別の依頼者から「応援しています」と声をかけてもらったことも嬉しかったです。

―― 氷見事件についての検察の対応についてはどう思われましたか。

検察は，警察が行った捜査の後追いをしているだけという印象で，これでは警察の捜査をチェックする検察としての意味がないと思いました。また，真犯人発覚後，富山県警は原告に謝罪をしていますが，その翌日に原告を富山地検に呼び出した上，当時の取調べ捜査官，担当検事を恨んでいない旨の供述調書を作成しています。このような書面を作るという発想が出てくること自体が，普段検察がどのような調書を作っているかを想像することができるのでは，と思いました。

―― 判決内容についてはどのように思われましたか。

検察の責任が否定されたことが残念ですが，警察の責任が一定程度認められたことは大きな成果だと思います。原告側が控訴しなかったのは，裁判所が警察の取調べの違法性を認定したこと，原告の刑務所を出た後に生じた損害についても一定程度認定したこと等を踏まえて，原告と支援者，弁護団で話し合った結果です。

―― 原告の現在についてはどう思いますか。

原告は，事件のことで有名になってしまったことに加え，PTSDに罹患してしまっていることから，国賠訴訟の間も仕事を探すことにかなり苦労していました。国賠訴訟が終わったことから，また元気で働くことができる日々を取り戻すため，気持ちを新たにしているところです。

原告は，冤罪被害により人生が狂ってしまいました。原告の話を聞くと，服役した期間だけでなく今も冤罪の被害に苦しんでいることから，全く冤罪は終わっていないのだな，と感じました。

―― 判決当日の様子について教えてください。

実働弁護団全員で裁判所に向かい，判決を聞きました。どのような判決が下されるか予想が付かなかったので，事前に旗は用意しませんでした。

判決を聞いた原告は，被害金額が大きいことはわかったが，どう反応したら良いかわからない様子でした。しかし，その後の打ち上げでは，肩の荷が下りたような様子でしたので良かったです。

判決当日は，訴訟を応援し続けてくれた各地の冤罪事件の当事者（足利事件の菅家利和さん等）が傍聴に駆けつけてくれました。原告にとっては，冤罪で同じ思いをした人たちの支えがあったことも，国賠訴訟を最後まで戦う大きな力になっていたと思います。

―― 最後に若手へのメッセージをお願いします。

弁護団に関わることは，決して経済的な意味での報酬が期待できるようなものではありません。しかし，弁護団が作られるような事件でないとできない体験を通して弁護士としてはもちろん人としても成長できるほか，その弁護団の活動が「社会正義の実現」（弁護士法1条）につながっていくという意味で，金額では計れない報酬があると思います。是非皆さんにも弁護団の活動に積極的に参加してもらいたいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70 | 湯島：1971－93 | 和光：1994－

65期(2011/平成23年)

最後の現行修習

会員　重森 政利（65期）

私は，現行65期で，最後の現行修習でした。修習期間は，前期修習2か月，実務修習1年，後期修習2か月でした。

現行65期の修習生は，私を含め平成22年に最後の旧司法試験に合格した方々がメインでしたが，最後の現行修習ということで，これまで（旧）司法試験に合格しながら修習を受けていなかった方々も，駆け込みで？修習にきていました。

修習生は全員で74名（前期修習までは73名で，実務修習で一人増えた），クラスは1組だけで，全員が東京修習でした。同期の修習生の中には，元官僚，医者，予備校講師，フランス帰りの料理人，平成生まれの人など，個性的な方々が多くいました。1クラスなので，同期で知らない人はいませんでした。

わざわざ約70名のためだけに二回試験を行うのは不経済であったためか，後期修習及び二回試験は新65期と共通でした。そのため，修習は4月からではなく，7月下旬からの開始となりました。

前期修習が始まったのはちょうど東日本大震災のあった平成23年だったので，厳しい節電の要請があり，前期修習中の夏の暑さには参りました。それでも前期修習中は，暑さに負けないで同期との交流を楽しみました。

実務修習は民事裁判から始まりました。民裁の配属部の部長は，食べることがとても大好きで，ランチでは色々なところに連れて行ってもらいました。法曹会館をはじめ，外務省，農水省，総務省といった各省庁，松本楼にカレービュッフェを食べに行くこともありました。なお，裁判所の地下の食堂に行ったことは一度もありませんでした。

検察修習は，捜査修習が九段下で，公判修習は霞が関で行われました。公判修習では修習生の歓迎会を開催いただき，検察官室で本格的なおでん鍋を使用したおでんをいただきました。捜査修習では被疑者の取調べ等だけではなく，スリ検挙への同行や横浜刑務所の見学など，大変貴重な経験をさせていただきました。

弁護修習は，新宿にある法律事務所で修習をしました。私の席は事務員さんの真後ろだったので，弁護士だけではなく事務員さんともよくお話をさせていただきました。弁護士になった現在も弁護修習先の事務所とは仲良くさせていただいております。私は二弁修習で，当時は民事の模擬裁判もありました。模擬裁判の準備と銘打って，平日の夜にある同期の自宅に集まり，その同期の手料理をいただきました。

刑裁修習では，配属部の裁判官から刑事裁判の本質を教わりました。裁判員裁判の評議の傍聴は，とても貴重な経験でした。左陪席と二人で始発までカラオケをしたことも楽しい思い出です。

実務修習中は，民弁教官が様々な勉強会を企画してくださり，私も何度か参加させていただきました。この勉強会では，先輩弁護士から貴重なお話を伺うことができました。

後期修習では，刑事の模擬裁判で，私は被告人役を担当し，シナリオにない質問に対しては「黙秘」で乗り切りました。

最後の現行修習で，かつ，給与をもらえた（今のところ）最後の修習生だったこともあり，周囲からは我々現行65期修習生に対し様々な評価があったかとは思いますが，私はとても充実した楽しい修習生活を送ることができました。

約7000人の兄弁･姉弁のいる弁護士生活

会員　木川 雅博

1　共同経営者としてのスタート

「うちに来ちゃえばいいじゃない。給料はないから大丈夫だと保証はできないけれど，独立志向があるならおすすめだよ」

これは，昨年の11月，当所のパートナーの1人とお酒を飲んでいたとき，一身上の都合により内定先を辞退したばかりの私に対し，彼女から発せられた言葉である。たしかに独立志向はあったが，勤務弁護士としての経験を積まず，また，社会人経験も友人（人脈）もほとんどない私が最初からパートナーになることには不安を覚えた。それでも，真剣に検討を重ねた結果，「なんとか成仏しないですむだろう」との結論に至ったため，私の弁護士人生は1年目からパートナーになるという形で幕を開けることになった。

（なお，入所後しばらくしてから彼女と一緒に飲んだとき，「あのとき誘ったけれど本当に入るとは思わなかったよ」と言われたことがある。悪い女性である。）

2　先輩弁護士のありがたさ

初めての国選弁護の被疑者が精神疾患を抱えた人であり，起訴後，公判において心神耗弱の主張をすることになった。また，被疑者には資力がなく，頼れる親族もいなかったため，社会復帰後の生活の立て直しも考えなければならなかった。

生活の立て直しといっても，初めてのことでどのような施設・医療機関につないだらよいかわからなかった私は，即座に知人のいる弁護士事務所のダイヤルを回した。すると，彼は親切にも（忙しいため面倒になったのではないかと思う節もあるが）当該分野を専門とする先輩弁護士を紹介してくれた。その先輩弁護士には，親身になって相談に乗っていただいた上，公判まで傍聴しに来ていただけた等，大変お世話になった次第である。

民事事件についても，もちろん他のパートナーに相談することもあるが，会派の先輩弁護士や修習中にお世話になった弁護士に相談するとすぐに答えていただけることが多い。このような先輩弁護士の存在は，勤務弁護士経験のない私にとって非常にありがたい。

もちろん，相談内容によってはお答えいただけないものもあるが，考えようによっては，私には困ったときに相談できる先輩弁護士が当会だけで約7000人いるのである。最初からパートナー弁護士として職務を行う私にとって，これほど心強いものはない。

3　今後の抱負

約7000人の先輩弁護士がいるといっても，あくまで私が自分の名前で1から10まで事件を処理することになる。パートナーであるから時間は自分の裁量で自由に使えるけれども，自由には責任が伴うという法学部の1年生で習う言葉の重みを日々感じている次第である。若手弁護士の質が低下していると言われないよう，スキルアップに努めていきたい。

また，私はパートナーであるから自分で依頼者を獲得しなければならない。お酒は好きであるし，人前で話すことや目立つことは厭わない性格であるから，日々いろいろな会合に顔を出すことを続けていきたい。

このように，今後は（も），土日も関係なく「連勤術」を駆使し，スキルアップと依頼者獲得に邁進していきたいと思う。

心に残る映画

『県警対組織暴力』

1975 年／日本／深作欣二監督作品

全員悪人。一番悪いのは誰なのか?

会員　金川 裕紀 (63 期)

『県警対組織暴力』
ブルーレイ好評発売中
4,700 円＋税
販売：東映
発売：東映ビデオ

はじめに

この原稿の依頼を受けたすぐ後に，菅原文太氏が亡くなった。私の大好きな「仁義なき戦い」シリーズ（以下「仁義なき」）で主人公広能昌三を演じたスターなので，何としても文太氏の作品を書きたいと思った。

「仁義なき」は，戦後の広島ヤクザ社会において，私利私欲のために抗争を繰り広げる幹部たちとその波にもまれて散っていく若者たちを描いた群像劇である。任侠映画と異なりヤクザを美化しておらず，ヤクザ映画だと敬遠している方々には是非見ていただきたい。

文太氏，深作欣二監督をはじめ，脚本笠原和夫氏，松方弘樹氏，梅宮辰夫氏などの「仁義なき」のスタッフ・キャスト陣をほとんど引き継いでいる本作を紹介する。

制作の経緯

「仁義なき」以降ヤクザ映画をヒットさせていた東映を当局が快く思わず，東映本社が家宅捜索される騒ぎとなり，予定されていた映画の製作を断念することとなった。そんな中，東映社長が当局の圧力に対抗するために制作したのが本作であり，当局に反発する思いを込めてこのタイトルを付けたそうである。

タイトルでは警察がヤクザと戦うように見えるが，警察とヤクザの癒着を描いた内容であり，警察あるいは権力批判の作品である。

こんな制作に至る背景事情も合わせて見ると一層面白い。

悪対悪

「県警対組織暴力」とは，警察対ヤクザではなく，警察上層部と大手ヤクザ対警察末端と地元ヤクザの対立である。

警察とヤクザの宴会や，警察車両をタクシー代わりに使うヤクザ。警察からヤクザへの天下り (?)，警察が政治家や対立ヤクザと組んで反対勢力を一掃などなど，誰が善などではなく，すべてが悪である。

悪役ぞろいの俳優陣

「仁義なき」から引き続き見ると，警察もヤクザも一緒だろ，と言わんばかりのキャスティングも面白い。「仁義なき」で主役のヤクザを演じていた文太氏が主人公の警察官である。ヤクザを恐喝し，殴り込みに送り出すシーンから始まる。まったくもって警察は善ではなく，警察もヤクザも同じ部類として描かれている。

エリート警官役は「仁義なき」で二役を演じた梅宮辰夫氏で，一見まじめで誠実そうに見えるが，非常に腹黒く，事件終結後ヤクザの関連企業に栄転し，最後は元気にラジオ体操（これは見なければ分からない）。

さらに政治家に金子信雄氏など，主要なキャストが「仁義なき」の名悪役で固められている。

音楽

「仁義なき」の面白さを何倍にもしているのが音楽だ。導入部分のナレーションとともに流れる有名な音楽で一気にその世界に入り込み，事件が起こるたびに鳴り響くインパクトのある音楽で臨場感が増す。そんな音楽が本作品でもインパクトを残す。

さらに本作では，最後の立てこもりへと続く殺人事件のBGMが「こんにちは赤ちゃん」という何とも穏やかな音楽というのも面白い。

その他

他にも，文太氏と松方氏の友情，超暴行取り調べを受ける川谷拓三氏（もはや伝説），田中邦衛氏の女役，松方氏の怪演など，見どころ盛りだくさんだが，それが100分に凝縮されている。私の文章では全体像がまったく伝わっていないが，比較的短い作品なので，是非見ていただきたい。

最後に

本誌にヤクザ映画を紹介することにご批判も多いと思うが，深作監督の独特の臨場感あふれる描写などまぎれもない名作であり，この映画を知らない方々に見てもらう機会があればと思い，紹介させていただいた。刑事手続に関する法律は度外視で楽しんでいただきたい。

コーヒーブレイク

地味な鉄道ファン「押し鉄」の楽しみ

会員　齋藤　大（59 期）

「押し鉄」とは

鉄道ファンと呼ばれる人々にも様々なジャンルがある。

良く認知されている鉄道写真の「撮り鉄」，乗りつぶしの「乗り鉄」，鉄道模型の「模型鉄」などがあるが，駅の記念スタンプ（駅スタンプ）を押印して収集する地味な鉄道ファンが「押し鉄」である。

駅スタンプの収集歴

私は，現在34歳であるが，幼児の頃から鉄道が好きで，踏切に電車を見に行くとずっと家に帰らない子であった。

小学校の６年生になったころ，新潟の祖父宅に上越新幹線を利用せずに在来線で行くことを始め，わざと遠廻りの経路を選択し，乗換時間や時折長く停まる駅で途中下車しては駅の記念スタンプを押しまくった。

いつしか，列車に乗って目的地に向かうことよりも駅スタンプを集めるために乗るという感じになってしまった。

駅スタンプは，主要駅だけでなく，地方の小さな駅でも駅員がいれば事務室内で保管されていることがある。昔から盗難被害があるので多くの駅スタンプは駅の事務室に保管されることが多く，駅員に頼んで押させてもらう。駅員がどの曜日のどの時間帯にいるのかが極めて重要で，最近ではインターネット上の情報サイトで調べられるが，昔はその駅に辿り着いても駅員がいなくて押せないという悲劇が何度もあった。

こうして，正確に数えてはいないが1600駅くらい押印していると思う。

かなり細かく押し廻っているのでこれでも北は北海道，西は四国を全制覇したまであり，中国地方の約半分と九州全土は今後の楽しみである。

「押し鉄」にはまる理由

駅スタンプには，その駅の地域で一番アピールしたい景勝地，名産品，神社仏閣，温泉，祭り，産業，偉人，テーマパークなどが手のひらサイズに図柄と文字で凝縮されている。

写真①は三重県のJR関西本線関駅の駅スタンプ。旧東海道の宿場町の町並みと寺院をアピールしている。

このスタンプは集印した中でサイズが最大のものであった。

写真②は北海道にあるJR函館本線美唄駅の駅スタンプ。かなり古いもので図柄は地場産業の炭坑である。美唄の炭坑は現在も稼働しているようであるが，この駅スタンプが作られた当時は炭坑が最盛期であったに違いなく，石炭産業の歴史を伝えている。

写真③は，千葉県にあるJR外房線行川アイランド駅の駅スタンプ。こちらは押印した当時にテーマパーク「行川アイランド」の下車駅であったが，その後廃業して駅も無人駅となり，当時の華やかだった駅の過去が偲ばれる。

収集した駅スタンプには，津波で流された駅，原発事故で営業しなくなった駅，路線そのものが廃線になってしまった駅もあり，ノートを見ると感慨深い。

各地の駅スタンプが徐々に集まっていくと，日本地理の教科書の超詳細版のような感じで日本全国をくまなく知り尽くせたかのような錯覚を楽しめる。

それで「押し鉄」にはまってしまっているのだ。

最近では

遠方の列車本数の少ない地方で集中的に「押し鉄」をやるには，長期休暇が必要であるが，家族の厳しい視線や業務の忙しさのため最近ではまとまった「押し鉄」をやれていない。

ただ，初めての相談者との雑談で，出身地の話になったとき，最寄駅を言っていただければ「○○が有名なところですよね」「よく知っていらっしゃいますね」と話を合わせ，相談者の心を少し和ませることができ，仕事にもこの趣味が微力ながら役立っている。

追 悼

故 二宮 忠 会員（17 期）
2015 年 4 月 18 日逝去・82 歳

1981年度 東京弁護士会副会長
1988年度 日本弁護士連合会事務次長
1998年度 東京弁護士会会長
2001･2002年度 東京都弁護士協同組合理事長
2003･2004年度 全国弁護士協同組合連合会理事長

誰からも愛された二宮忠先生

会員 山下 善久（31 期）

1　吾々の敬愛する二宮忠先生が亡くなられた。

しかし，いまだに，先生が亡くなられたことが，実感できない。先生は，現在も神田の事務所で仕事をされており，また，今日にでも私の携帯に「善久（ゼンキュウ）さん。食事にでも行かないか。」と電話が掛かってきそうである。

2　先生は，明治大学出身であり，明大法曹会の会長職にあった。

平成23年6月に明大法曹会の会長に就任されてから，「明大の創設は法律実務家養成が原点であり，今もそれは変わらない。」との信念のもと，司法試験の合格者を増すために明大法曹会は何ができるかを，法科大学院院長を交えて議論を重ねて来られた。その結果，昨年（平成26年）10月1日に理事長直轄の明治大学法務研究所を設立することができた。同研究所の今後の活動を大変期待されておられ，それを見届けることができなく残念であったと思う。

3　私も，同じ大学で，先生の後輩であるが，先生とは研究室は違っていた。

先生との出会いは，先生が昭和58年明大法曹会の事務局長をされたとき，私も事務局員の一人に参加させていただいたことからである。それ以来，私は，先生から「善久（ゼンキュウ）さん。」「善久（ゼンキュウ）さん。」と呼ばれ可愛がっていただくようになった。

4　私は，先生から二つのことを教えていただいた。

一つは，仕事であれ，何であれ引受けたことは全力で頑張ること。

このことを直接言葉で言われたわけではなかったが，先生が中途半端な頑張りを極端に嫌っておられたことから理解できた。

二つ目は，依頼者であれ，相手方であれ，誰に対しても上から目線で接するなということであった。

このことは，常日頃から言われていた。

上から目線での態度は傲慢そのものであり，誰に対しても謙虚に接するようにとのことであった。

先生から教わったこの二つを実行しようとするが，実際はなかなか難しい。先生の教えのとおり，傲慢でなく，何事にも全力で頑張ってみます。

先生，空から見守って下さい。

ご冥福をお祈り致します。

東弁・二弁合同図書館 新着図書案内　2015年5月21日～6月17日・247点

法律学
『次世代への挑戦 法学部半世紀の伝統を糧に―北海学園大学法学部50周年記念論文集』北海学園大学法学部／草間秀樹
『岩波講座現代法の動態 5 法の変動の担い手』長谷部恭男／岩波書店
『法と実務 11』日弁連法務研究財団／商事法務

法哲学
『法哲学講義』森村進／筑摩書房

法制史
『日本近現代法史(資料・年表)第2版』藤田正／信山社出版
『イギリス法史入門 第4版 第2部 各論』Baker, John Hamilton／関西学院大学出版会

外国法
『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会 裁くことと裁かないことの民族誌』高野さやか／三元社
『Q&A新・韓国家族法 第2版』在日コリアン弁護士協会／日本加除出版
『ドイツ借家法概説』藤井俊二／信山社
『ドイツ刑事法入門』金尚均／法律文化社
『フランスにおける憲法裁判』植野妙実子／中央大学出版部
『中国商標法の解説 第三次改正対応版』河野英仁／発明推進協会
『中国商標法逐条解説 第三次改正完全対応版』遠藤誠／日本機械輸出組合
『中国特許法逐条解説』遠藤誠／日本機械輸出組合
『アメリカの最高裁判例を読む 21世紀の知財・ビジネス判例評釈集』知的財産研究所／知的財産研究所
『インド知的財産法 特許・意匠・商標・著作権法及び各規則の英日対照表付き』遠藤誠／日本機械輸出組合

憲法
『ドラえもん社会ワールド憲法って何だろう』小学館／小学館
『明治憲法の起草過程 グナイストからロエスラーへ』堅田剛／御茶の水書房
『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター 被害当事者支援の構築と展開』小川真理子／世織書房
『不当な暴言・暴力から組織的に身を守る』医学書院
『関係性の憲法理論 現代市民社会と結社の自由』岡田順太／丸善プラネット
『憲法劣化の不経済学 日本とドイツの戦後から考える』相沢幸悦／日本経済評論社
『実践！企業のためのマイナンバー取扱実務』榎並利博／日本法令
『企業・団体のためのマイナンバー制度への実務対応』影島広泰／清文社
『機密を開示せよ 裁かれた沖縄密約』西山太吉／岩波書店
『今，あらためて「個人の尊重」(憲法13条)を考える』四会憲法記念行事実行委員会

議会制度・選挙法
『21世紀デモクラシーの課題 意思決定構造の比較分析』佐々木毅／吉田書店
『地方選挙の手引 平成27年』選挙制度研究会(東京都)／ぎょうせい

行政法
『行政法学と主要参照領域』原田大樹／東京大学出版会
『行政法概説 第5版 2 行政救済法』宇賀克也／有斐閣
『行政による紛争処理の新動向 行政不服審査・ADR・苦情処理等の展開』大橋真由美／日本評論社
『知る・学ぶ・分かる建築監理の実務』天野禎蔵／大成出版社
『建築訴訟』小久保孝雄／青林書院
『建築申請 memo 2015』建築申請実務研究会／新日本法規出版
『大規模震災と行政活動』鈴木庸夫／日本評論社

警察・消防法
『警察安全相談対処ハンドブック』篠崎進士法律事務所／立花書房
『消防関係判例100』全国消防長会／全国消防協会

会計法
『会計検査制度 会計検査院の役割と仕組み』重松博之／中央経済社

税法
『日税研論集 第66号(2015) 企業支援税制』日本税務研究センター／日本税務研究センター
『これならわかる！ 租税条約 3訂版』藤井恵／清文社
『課税庁職員と税理士のための税務調査における事実認定』髙松謙悟／清文社
『新税理士法 4訂版』日本税理士会連合会／税務経理協会
『租税法と数理』関本大樹／成文堂
『国際租税法における定式所得配賦法の研究 多国籍企業への定式配賦法適用に関する考察』伊藤公哉／中央経済社
『グローバル・タックスの構想と射程』上村雄彦／法律文化社
『租税法概説 第2版』中里実／有斐閣
『Q&A国税通則法詳解 3訂版』黒坂昭一／清文社
『法人税関係納税者有利通達の適用判断』寺内正夫／清文社
『Q&A海外勤務者に係る税務 改訂版 出入国・相続贈与・海外投資』川田剛／税務経理協会
『減価償却資産の耐用年数表 平成27年版』納税協会連合会／納税協会連合会
『成功する物納 正しい知識で成功に導く相続増税後の納税戦略』右山昌一郎／清文社
『借地権相続・贈与と譲渡の税務』武田秀和／税務経理協会
『法人住民税のしくみと実務 5訂版』吉川宏延／税務経理協会

地方自治法
『地方自治制度 第7次改訂版』久世公尭／学陽書房
『地方自治法概説 第6版』宇賀克也／有斐閣

民法
『連帯債務論攷』成田博／日本評論社
『養育費等をめぐる関係機関の役割と連携について 1 明石市におけるこども養育支援ネットワークについて』養育費相談支援センター
『信託の法務と実務 6訂版』三菱UFJ信託銀行株式会社／金融財政事情研究会
『信託の理念と活用』トラスト未来フォーラム
『高齢者の交通事故と補償問題』堀田一吉／慶應義塾大学出版会

会社法
『会社法 第17版』神田秀樹／弘文堂
『リーガルマインド会社法 第14版』弥永真生／有斐閣
『新会社法 第4版』青竹正一／信山社出版
『非公開会社・子会社のための会社法実務ハンドブック』辺見紀男／商事法務
『Q&A平成26年改正会社法 第2版』二重橋法律事務所／金融財政事情研究会
『平成26年会社法改正と実務対応 改訂版』太田洋／商事法務
『企業統治の法と経済 比較制度分析の視点で見るガバナンス』田中亘／有斐閣
『内部統制システム構築の実務 平成26年改正会社法対応』中村直人／商事法務
『子会社管理の法務・税務』あさひ法律事務所／中央経済社
『非上場会社の事業承継における安定株主活用の法務・税務 導入から解消まで』森井昭仁／税務経理協会
『種類株式&民事信託を活用した戦略的事業承継の実践と手法』河合保弘／日本法令
『最新株式会社の議事録事例集 改訂版』星野文仁／日本法令
『記載例で理解する株主総会・取締役会・監査役会の議事録作成』三菱UFJ信託銀行株式会社／清文社
『Q&A社外取締役・社外監査役ハンドブック』岩田合同法律事務所／日本加除出版
『Q&A監査等委員会設置会社・社外取締役の実務』太子堂厚子／商事法務
『日本企業の招集通知とガバナンス』石田猛行／商事法務
『新株主総会実務なるほど Q&A 平成27年版』三菱UFJ信託銀行株式会社／中央経済社
『株主総会のポイント 株式実務 平成27年版』三井住友信託銀行株式会社／財経詳報社
『株主総会の財務会計に関する想定問答 取締役・監査役必携 平成27年版』太田達也／清文社
『実践平成26年会社法改正後のIR総会とガバナンス』今井和男／商事法務
『取締役会の法と実務』森本滋／商事法務
『取締役会報告事項の実務』中村直人／商事法務
『機関設計・取締役・取締役会』三浦亮太／中央経済社
『監査等委員会導入の実務』塚本英巨／商事法務
『会社法決算の実務 第9版 計算書類等の作成方法と開示例』あずさ監査法人／中央経済社
『会計不正はこう見抜け』Schilit, Howard Mark／日経BP社
『会計不正 平時における監査役の対応』竹村純也／弁護士会館ブックセンター出版部LABO
『株式交換・株式移転ハンドブック』宇野総一郎／商事法務
『会社法・商業登記規則の改正と登記手続』山中正登／日本法令

刑法
『日韓の刑事司法上の重要課題 日本比較法研究所・韓国法務部との交流30周年記念シンポジウム』椎橋隆幸／中央大学出版部
『暴力の解剖学 神経犯罪学への招待』Raine, Adrian／紀伊國屋書店
『刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義』丸山泰弘／日本評論社
『更生保護入門 第4版』松本勝／成文堂

司法制度・司法行政
『士業の業績革新マニュアル「選ばれ続ける事務所」に変わるマーケティングとマネジメント』船井総合研究所／ダイヤモンド社
『戦争体験 沖縄弁護士会会員記録』沖縄弁護士会／沖縄弁護士会
『法律事務職員研修「中級講座」資料 2015年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会
『弁護士倫理の勘所』宮澤里美／第一法規
『弁護士転ばぬ先の経営失敗談』北周士／第一法規

訴訟手続法
『判例からみた書証の証拠力』大阪地裁民事事実認定研究会／新日本法規出版
『民事尋問技術 第3版』加藤新太郎／ぎょうせい
『競売不動産評価の理論と実務 第2版』金融財政事情研究会
『倒産法概説 第2版補訂版』山本和彦／弘文堂
『代理人のための面会交流の実務』片山登志子／民事法研究会
『借地非訟の実務』植垣勝裕／新日本法規出版
『二重危険の法理』中野目善則／中央大学出版部
『再審制度の研究』福島弘／中央大学出版部
『マスコミが伝えない裁判員制度の真相』猪野亨／花伝社

少年法
『家裁調査官が見た現代の非行と家族』廣井亮一／創元社
『子どものネットトラブルに悩む親の法律知識 Q&A』牧野和夫／中央経済社

経済産業法
『すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる最新ネットトラブルの法律知識とプロバイダへの削除依頼・開示請求の仕方』三修社
『情報法入門 第3版 デジタル・ネットワークの法律』小向太郎／NTT出版
『ケーススタディ経済法』大久保直樹／有斐閣
『独占禁止法 第5版』金井貴嗣／弘文堂
『解説独占禁止法』波光巌／青林書院
『経済法 第7版補訂 独占禁止法と競争政策』岸井大太郎／有斐閣
『逐条解説平成25年改正独占禁止法 審判制度の廃止と意見聴取手続の整備』岩成博夫／商事法務
『新しい建設業経営事項審査申請の手引 改訂10版』建設業許可行政研究会／大成出版社

『金融商品取引法入門 第4版』近藤光男／商事法務
『図解実務がわかる金融商品取引法の基本知識 4訂版』小谷融／税務経理協会
『有価証券報告書の見方・読み方 第9版』あずさ監査法人／清文社
『財務デュー・ディリジェンスと企業価値評価』日本公認会計士協会／清文社
『Q&A投資取引被害救済の実務 改訂』荒井哲朗／日本加除出版
『実務分析M&A判例ハンドブック』阿南剛／商事法務
『金融商品取引法制の潮流』金融商品取引法研究会／日本証券経済研究所
『M&A実務の基礎』柴田義人／商事法務
『賃貸不動産管理の知識と実務 改訂版』賃貸不動産経営管理士協議会／大成出版社
『地域金融機関の保険業務』鈴木仁史／金融財政事情研究会
『信用保証協会の保証 第5版』金融財政事情研究会
『海外腐敗行為防止法制と国際仲裁法制の戦略的活用』早川吉尚／商事法務

知的財産法

『知的財産法判例集 第2版』大渕哲也／有斐閣
『海外贈収賄防止コンプライアンスプログラムの作り方』國廣正／レクシスネクシス・ジャパン
『バイオ特許実務ハンドブック』辻丸国際特許事務所／経済産業調査会
『知っておきたい特許法 20訂版』工業所有権法研究グループ／朝陽会
『コンテンツビジネスと著作権法の実務』井奈波朋子／三協法規出版

交通・通信法

『詳解逐条解説港湾法 改訂版』多賀谷一照／第一法規
『航空安全の歩み, 成田空港の現況と将来等 平成26年度』航空の安全及び経済に関する研究会／航空保安協会
『実務電気通信事業法』髙嶋幹夫／NTT出版

労働法

『労働法理論変革への模索 毛塚勝利先生古稀記念』山田省三／信山社
『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』村中孝史／有斐閣
『労働者の権利』鵜飼良昭／旬報社
『ケースで学ぶ社員の不祥事・トラブルの予防と対策』本間邦弘／日本経済新聞出版社
『統合人事管理 グローバル化対応の法律実務』統合人事管理研究会／経団連出版
『問題社員対応マニュアル 上』倉重公太朗／労働調査会
『問題社員対応マニュアル 下』倉重公太朗／労働調査会
『改正パートタイム労働法の詳解 平成27年4月1日施行の改正法に対応』労働法令協会／労働法令
『非正規社員の法律実務 第3版』石崎信憲／中央経済社
『わかりやすい労働安全衛生管理』角森洋子／産労総合研究所出版部経営書院
『ジェンダー・ハラスメントに関する心理学的研究』小林敦子／風間書房
『働く女性と労働法 2015年版』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会保障法

『社会保障の権利救済 イギリス審判所制度の独立性と積極的職権行使』山下慎一／法律文化社
『トピック社会保障法 2015第9版』本沢巳代子／不磨書房
『レクチャー社会保障法 第2版』河野正輝／法律文化社
『社会保障の手引 施策の概要と基礎資料 平成27年版』中央法規出版
『社会福祉協議会の実態と展望 法学・社会福祉学の観点から』橋本宏子／日本評論社
『ひとめでわかる！介護事業者のための2015年介護保険制度改正のポイント』第一法規
『アジアの社会保障』増田雅暢／法律文化社
『改正介護保険実務ガイド』田中尚輝／明石書店
『社会福祉と権利擁護』秋元美世／有斐閣
『福祉現場のトラブル・事故の法律相談Q&A』平田厚／清文社
『発達障害と発達論的理解』滝川一広／日本評論社

医事法

『医療法人の設立・運営・承継と税務対策 全訂5版』青木惠一／税務研究会出版局
『医事法入門 第4版』手嶋豊／有斐閣
『専門委員制度アンケート結果報告書』東京三弁護士会医療関係事件検討協議会／東京弁護士会

薬事法

『医薬品の安全性と法』鈴木利広／エイデル研究所
『危険ドラッグ対策』医学書院

環境法

『食品公害と被害者救済 カネミ油症事件の被害と政策過程』宇田和子／東信堂
『ISO環境法クイックガイド 2015』ISO環境法研究会／第一法規
『環境法のフロンティア』黒川哲志／成文堂
『環境条例の制度と運用』田中充／信山社
『コンパクト環境法政策』柳憲一郎／清文社
『市街地土壌汚染問題の政治経済学』佐藤克春／旬報社

社会保険法

『社会保険手続誤りやすい事例 100』佐竹康男／清文社
『年金Q&A680 第6版』秋保雅男／税務経理協会

図書館法

『図書館の法令と政策』後藤敏行／樹村房

国際法

『集団的自衛権とその適用問題「穏健派」ダレスの関与と同盟への適用批判』肥田進／成文堂
『亡命と家族 戦後フランスにおける外国人法の展開』水鳥能伸／有信堂高文社
『EU権限の判例研究』中西優美子／信山社
『これだけは知っておきたい国際金融』高田創／金融財政事情研究会
『国際技術ライセンス契約 3訂版』大貫雅晴／同文舘出版
『入管法大全 立法経緯・判例・実務運用 1』多賀谷一照／日本加除出版
『入管法大全 立法経緯・判例・実務運用 2』多賀谷一照／日本加除出版

医学書

『大腸外科学書』楠正人／金芳堂
『内科レジデント実践マニュアル 第10版』三井記念病院／文光堂
『美容外科・抗加齢医療―基本から最先端まで―』百束比古／全日本病院出版会
『臨床検査ガイド これだけは必要な検査のすすめかた・データのよみかた 2015年改訂版』三橋知明／文光堂
『嚥下障害と誤嚥性肺炎』香取幸夫／全日本病院出版会
『エキスパートが答える！アトピー性皮膚炎Q&A55』加藤則人／診断と治療社
『血液浄化療法ハンドブック 2015』透析療法合同専門委員会／協同医書出版社
『急性膵炎診療ガイドライン 2015』急性膵炎の診療ガイドライン作成委員会／金原出版
『精巣腫瘍診療ガイドライン 2015年版』日本泌尿器科学会／金原出版
『外反母趾診療ガイドライン 2014』日本整形外科学会／南江堂
『医用機器安全管理学 第2版』篠原一彦／医歯薬出版
『標準精神医学』野村総一郎／医学書院
『標準微生物学』中込治／医学書院
『プロメテウス解剖学アトラス 胸部 /腹部・骨盤部』Schünke, Michael／医学書院
『プロメテウス解剖学コアアトラス』Gilroy, Anne M.／医学書院
『ネフローゼ症候群診療ガイドQ&A 改訂第2版』西慎一／診断と治療社
『IgA腎症診療ガイドQ&A 改訂第2版』湯澤由紀夫／診断と治療社
『急速進行性腎炎症候群診療ガイド Q&A』松尾清一／診断と治療社
『多発性嚢胞腎診療ガイドQ&A』松尾清一／診断と治療社
『高次脳機能障害学』藤田郁代／医学書院
『失語症学』藤田郁代／医学書院
『川崎病のすべて』五十嵐隆／中山書店
『骨粗鬆症』杉本利嗣／医薬ジャーナル社
『頭痛外来』荒木信夫／メジカルビュー社
『遺伝子・染色体検査学』池内達郎／医歯薬出版
『今日の臨床検査 2015-2016』桜林郁之介／南江堂
『緑内障の診療』三村治／金原出版
『誤嚥性肺炎の呼吸・嚥下リハビリテーション』医学書院
『看護・医学事典 第7版増補版』看護・医学事典編集委員会／医学書院
『看護のための臨床検査』浅野嘉延／南山堂
『救急白熱セミナー頭部外傷実践マニュアル』並木淳／中外医学社
『高齢者の脊髄障害』加藤真介／全日本病院出版会
『児頭下降度の評価と鉗子遂娩術 安全・確実な吸引・鉗子分娩のために』竹田省／メジカルビュー社
『手術領域医療機器の操作・管理術』日本臨床工学技士会／メジカルビュー社
『小児滲出性中耳炎診療ガイドライン 2015年版』日本耳科学会／金原出版
『生命科学のためのウイルス学 感染と宿主応答のしくみ, 医療への応用』Harper, David R.／南江堂
『脊髄損傷理学療法マニュアル 第2版』岩崎洋／文光堂
『見逃したくない境界領域の疾患』金原出版
『法医学 改訂3版』福島弘文／南山堂
『エビデンスに基づいた胆道癌診療ガイドライン 改訂第2版』日本肝胆膵外科学会／医学図書出版
『癌の遺伝医療 遺伝子診断に基づく新しい予防戦略と生涯にわたるケアの実践』新井正美／南江堂
『細菌性髄膜炎診療ガイドライン 2014』「細菌性髄膜炎診療ガイドライン」作成委員会／南江堂
『現代の眼科学 改訂第12版』吉田晃敏／金原出版
『ICU完全攻略 トラブルシューティング162』清水敬樹／中外医学社
『NPPV(非侵襲的陽圧換気療法) ガイドライン 改訂第2版』日本呼吸器学会／南江堂
『食物アレルギーの考えかた』谷内昇一郎／中外医学社
『ME機器安全使用・管理マニュアル虎の巻 国家資格取得から臨床現場における ME機器の使用目的, 操作方法, トラブル対処まで』竹田晋浩／克誠堂出版
『現代生命科学』東京大学／羊土社
『脳血管内治療の進歩 2015 ステント型血栓回収機器は急性再開通治療をどう変えるか？ どう活用するか?』坂井信幸／診断と治療社
『精神科の薬がわかる本 第3版』姫井昭男／医学書院
『定番皮膚科外来検査のすべて』宮地良樹／文光堂
『造血細胞移植学会ガイドライン 第2巻』日本造血細胞移植学会／医薬ジャーナル社
『上級医がやっている危ない心電図の見分け方』築島直紀／日本医事新報社
『妊娠高血圧症候群の診療指針 2015』日本妊娠高血圧学会／メジカルビュー社
『当直医マニュアル 第18版 2015』小畑達郎／医歯薬出版
『マイナーエマージェンシー 原著第3版』Buttaravoli, Philip M.／医歯薬出版
『Autopsy imaging検査マニュアル 第2版 診療放射線技師の教育・研修内容のすべて』阿部一之／ベクトル・コア
『EBM皮膚疾患の治療 up-to-date』宮地良樹／中外医学社
『ER・ICUスタッフ必携マニュアル』今泉均／南江堂
『FFRのすべて Fractional Flow Reserve』田中信大／メジカルビュー社
『がんエマージェンシー 化学療法の有害反応と緊急症への対応』中根実／医学書院
『人工股関節全置換術 [THA]のすべて 改訂第2版』伊藤浩／メジカルビュー社
『医療従事者のための災害対応アプローチガイド 改訂版』佐々木勝／新興医学出版社
『一冊できわめるステロイド診療ガイド』田中廣壽／文光堂
『画像診断＋IVRヒヤリ・ハット』放射線診療安全向上研究会／南江堂
『医学生とその時代 東京大学医学部卒業アルバムにみる日本近代医学の歩み』東京大学医学部／中央公論社

死刑執行に抗議する会長声明

昨日，名古屋拘置所で１名の者に対する死刑執行がなされた。上川陽子法務大臣が就任してから初めての死刑執行であり，第２次安倍内閣以降は昨年８月以来７回目で，合わせて12人になる。

本件は，弁護人が被執行者の控訴の取下げ無効を主張していた事案であり，また再審請求の準備中であったものである。このような状況下で死刑が執行されたことは極めて遺憾であり，当会は改めてこの度の死刑執行に強く抗議する。

日本弁護士連合会は，2014年11月11日，上川法務大臣に対し，「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し，死刑の執行を停止するとともに，死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して，死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し，死刑制度に関する世界の情勢について調査の上，調査結果と議論に基づき，今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと，そのような議論が尽くされるまでの間，すべての死刑の執行を停止すること等を求めていた。

死刑は，かけがえのない生命を奪い，人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また，罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり，140か国以上の国が既に死刑を廃止又は停止している。死刑を存置している国は58か国あるものの，2014年に実際に死刑を執行した国はさらに少なく，日本を含め22か国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は，日本・韓国・米国の３か国のみであるが，韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止，米国では19州が死刑を廃止しており，昨年末にはワシントン州，今年に入ってペンシルベニア州がそれぞれ死刑執行の停止を表明している。死刑の廃止，執行の停止は，今や国際的潮流である。

さらに，記憶に新しいところでは，2014年３月，静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について，再審を開始し，死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在，東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが，もし死刑が執行されていたならば，まさに取り返しのつかない事態となっていた。これらは，刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものである。世論においても，かつてないほど死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況を受け，国際人権（自由権）規約委員会は，2014年，日本政府に対し，死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

この度の死刑執行が，かかる世論や世界の情勢を踏まえて熟考の上，なされたものであったのか，あらためて問われなければならない。

当会は，今回の死刑執行に対し強く抗議し，あわせて法務大臣に対し，死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう，重ねて求めるものである。

2015年６月26日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭

接見室での写真撮影に関する東京高裁判決に対する会長談話

去る７月９日，東京高裁第２民事部は，当会会員が，接見妨害を理由に提訴していた国賠訴訟について東京地裁民事第39部が昨年言い渡した一部認容判決を取り消し，一審原告の請求を棄却する旨の判決を下した。

この事件は，2012年３月30日，当会会員が，東京拘置所において，弁護人として，健康状態に異常が認められる被告人と接見をしていた際に，東京拘置所の職員により，面会室内で写真撮影をしたことを理由として，その接見及び写真撮影・録画を中断させられ，強制的に被告人との接見を中止させられたというものである。

本判決は，刑事訴訟法39条１項の「接見」には，被告人が弁護人等により写真撮影やビデオ撮影されたり，弁護人が面会時の様子や結果を音声や画像等に記録化することは本来的には含まれないと判断した。その理由は「接見」という言葉が，「面会」を意味すること，「接見」と「書類若しくは物の授受」が区別されていること，刑事訴訟法が制定された昭和23年７月10日当時，カメラやビデオ等の撮影機器は普及しておらず，弁護人等が被告人を写真撮影したり，動画撮影したりすることは想定されていなかったという条文の文言に基づく形式的なものであり，「接見」の内実に触れようとすらしていない。

また，メモのような情報の記録化のための行為であれば，接見交通権の保障の範囲内として認められるべきものもあるとしつつ，「記録化の目的及び必要性，その態様の相当性，立会人なくして行えることからくる危険性等の諸事情を考慮して検討されるべきもの」とし，情報の記録化に対してすら広汎な制約が及ぶとしたのである。しかも，証拠保全の目的がある場合には，刑事訴訟法179条の証拠保全の申立てをすれば足り，そのような場合の写真撮影等は認められないと現実の実務を全く理解していない判断をしているのである。このように本判決は，写真撮影等が接見交通権で保障されないということを前提に刑事収容施設法117条，113条に定める「刑事施設の規律及び秩序を害する行為」があれば，逃亡のおそれ等が認められなくとも，その行為の制止，面会の一時停止，面会の終了の措置を執ることができる旨判示し，拘置所の庁舎管理権に基づき弁護人の接見に対して広汎な制約が及ぶことを認めた。

そもそも，接見交通権は，憲法34条が保障する被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利の中核ともいうべき刑事手続上最も重要な権利である。本判決は，国家権力が庁舎管理権に基づき施設内の規律と秩序を守るという名目で接見交通権を侵害することを認めるに等しい判決であって，接見交通権の理解を全く欠いており，著しく不当である。

本判決により，刑事弁護を担う弁護士が，弁護の一環として，接見の様子を記録化し，あるいは被疑者・被告人の心身の状態を証拠化するために，接見室内で写真撮影等を行うことを躊躇し，十全な弁護活動に支障を来たすようなことがあってはならない。

当会は，弁護人が被疑者・被告人との接見の際に，弁護活動上必要がある場合に，写真撮影・録画を行うことは，接見交通権として保障されるべき行為であることをあらためて表明し，関係各機関に対し弁護人と被疑者・被告人との間の自由な接見交通を保障することを強く求める。

2015年７月15日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭

東京弁護士会歴代会長による違憲の安全保障法制に反対する共同声明「私たちは，安全保障関連法案の撤回・廃案を強く求めます！」

「二度と戦争をしない」と誓った日本国憲法の恒久平和主義が，今最大の危機を迎えている。

現在，国会は政府の提出した「安全保障関連法案」を審議中であるが，会期を異例の95日という長期間延長し，本日，衆議院の特別委員会での採決を強行した。政府与党は，引き続き，本国会での成立を辞さないとの構えを見せ，日々緊迫の度を増している。

安全保障関連法案は，昨年７月１日の集団的自衛権行使の容認等憲法解釈変更の閣議決定を立法化し，世界中のどの地域でも自衛隊の武力行使（後方支援）を可能とするものである。「厳格な要件を課した」と称する存立危機事態・重要影響事態等の発動の基準は極めて不明確で，時の政府の恣意的な判断で集団的自衛権が行使され，自衛隊の海外軍事行動が行われる危険性が高く，憲法９条の戦争放棄・恒久平和主義に明らかに反するものである。

また憲法改正手続に則って国民の承認を得ることなく，憲法を解釈変更し，これに基づく法律制定をもってなし崩し的に憲法を改変しようとすることは，立憲主義および国民主権を真っ向から否定するものである。

衆議院憲法審査会に与野党から参考人として招じられた３名の憲法学者がそろって「安全保障関連法案は憲法違反」と断じ，大多数の憲法学者も違憲と指摘している。これまでの歴代政府も一貫して，集団的自衛権行使や自衛隊の海外軍事活動は憲法９条に違反するとの見解を踏襲してきたのである。

然るに，政府は「日本をめぐる安全保障環境が大きく変わり，国民の安全を守るためには集団的自衛権が必要」と主張し，武力による抑止力をことさらに喧伝しているが，そのような立法事実が実証できるのかは甚だ疑問である。また，政府は唐突にも，1959年（昭和34年）12月の砂川事件最高裁判決を本法案の合憲性の根拠として持ち出しているが，同判決は，個別的自衛権のあり方や米軍の国内駐留について述べたものであって，集団的自衛権を認めたものではないことは定説である。

われわれ国民は，日本国憲法の恒久平和主義という究極の価値観のもと，様々な考えや国際情勢の中で平和と武力の矛盾に揺れながらも，戦後70年間軍事行動をしなかったという，世界に誇れる平和国家を創り上げてきたのである。政府は「国民の安全を守るのは政治家である」として，かかる歴史と矜持を，強引に踏みにじろうとしている。

私たちは，憲法とともに歩みこれを支えてきた在野法曹の一員として，憲法の基本理念である恒久平和主義が，時の一政府の発案によって壊されようとしている現状を深く憂い，ここに安全保障関連法案の違憲性とその危険性を強く国民の皆さんに訴えるとともに，同法案の撤回あるいは廃案を求める。

2015年７月15日

昭和57年度会長　安原　正之
昭和58年度会長　藤井　光春
昭和63年度会長　海谷　利宏
平成元年度会長　菅沼　隆志
平成５年度会長　深澤　武久
平成７年度会長　本林　徹
平成９年度会長　堀野　紀
平成11年度会長　飯塚　孝
平成12年度会長　平山　正剛
平成13年度会長　山内　堅史
平成14年度会長　伊礼　勇吉
平成15年度会長　田中　敏夫
平成16年度会長　岩井　重一
平成17年度会長　柳瀬　康治
平成18年度会長　吉岡　桂輔
平成19年度会長　下河邊和彦
平成20年度会長　山本　剛嗣
平成21年度会長　山岸　憲司
平成22年度会長　若旅　一夫
平成23年度会長　竹之内　明
平成24年度会長　斎藤　義房
平成25年度会長　菊地裕太郎
平成26年度会長　髙中　正彦
平成27年度会長　伊藤　茂昭

安全保障関連法案の衆議院強行採決に抗議し，同法案の撤回・廃案を強く求める会長声明

本日，衆議院本会議において，『安全保障関連法案』が与党のみによる賛成多数で強行採決され，参議院に送付された。

『安全保障関連法案』は，他国のためにも武力行使ができるようにする集団的自衛権の実現や，後方支援の名目で他国軍への弾薬・燃料の補給等を世界中で可能とするもので，憲法改正手続も経ずにこのような法律を制定することが憲法９条及び立憲主義・国民主権に反することは，これまでも当会会長声明で繰り返し述べたとおりである。

全国の憲法学者・研究者の９割以上が憲法違反と断じ，当会のみならず日弁連をはじめ全国の弁護士会も憲法違反を理由に法案の撤回・廃案を求めている。法律専門家のみならず，各マスコミの世論調査によれば，国民の約６割が反対を表明しているし，約８割が「説明不足」だとしている。

このように，法律専門家の大多数が憲法違反と主張し，国民の多くからも強い反対や懸念の表明があるにもかかわらず，『安全保障関連法案』を政府及び与党が衆議院本会議における強行採決で通したことは，国民主権を無視し立憲主義及び憲法９条をないがしろにする暴挙と言わざるを得ない。

安倍総理自身が，「十分な時間をかけて審議を行った」と言いながら「国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めており，そうであるならば主権者たる国民の意思に従い本法案を撤回すべきである。国民の理解が進んでいないのではなく，国民の多くは，国会の審議を通じ，本法案の違憲性と危険性を十分に理解したからこそ反対しているのである。

参議院の審議においては，このような多くの国民の意思を尊重し，慎重かつ丁寧な審議がなされるべきであり，政府及び与党による強行採決や60日ルールによる衆議院における再議決など断じて許されない。

あらためて，憲法９条の恒久平和主義に違反し，立憲主義・国民主権をないがしろにする『安全保障関連法案』の撤回あるいは廃案を，強く求めるものである。

2015年７月16日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭